

# 第2期芽室町障がい者福祉計画

(平成21年度～平成23年度)



めむろ

平成21年3月

北海道芽室町

# 目 次

第 1 章	計画の基本的な考え方	
第 1 節	計画の趣旨	2
第 2 節	計画の位置づけ・計画の期間	2
第 3 節	計画の策定にあたって	4
第 2 章	障がい者（児）の状況	
第 1 節	障がい者手帳等の交付状況	5
第 3 章	障がい者福祉施策における課題	
第 1 節	障がい者の課題	9
第 2 節	障がい児、発達に支援が必要な児童・生徒の課題	11
第 4 章	障がい者福祉施策の基本方針	
第 1 節	課題の解決方策	12
第 2 節	障がい者福祉施策の目標と推進	16
第 5 章	第 2 期芽室町障がい福祉計画	
第 1 節	地域生活、一般就労への移行	23
第 2 節	障がい福祉サービス等のサービス量の見込み方に関する考え方	25
第 3 節	障がい福祉サービスの見込み量と確保方策	31
第 4 節	地域生活支援事業のサービス見込み量と確保方策	35
第 6 章	資料	
	アンケート調査の集計結果	37

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画の趣旨

本町では、地域を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「第3期芽室町総合計画（平成8年度～平成22年度）」を平成19年度で打ち切り、新たなまちづくりの指針として「第4期芽室町総合計画」を平成20年度から平成29年度までの10年間の期間として策定しました。

また、障害者基本法に基づき平成15年3月に策定し、本町の障がい者福祉施策の基本的方向を示した「芽室町障害者福祉計画21」は、障害者自立支援法の施行による新体系サービスへの移行や、町単独事業の統廃合等により抜本的な見直しが必要となり、障害者自立支援法に基づき平成19年3月に策定した「第1期芽室町障害福祉計画」は、計画期間の満了に伴い第2期計画の策定が必要となりました。

これらのことから、障がいの有無に関わらず互いに人格と個性を尊重し支え合い、地域で共に暮らしていく「共生社会」を目指す基本理念と、地域で自立した生活を送るために必要な障がい福祉サービスや相談支援、発達支援、地域生活支援事業の提供体制の確保方策、数値目標やサービス見込み量を定めるため、「芽室町障害者福祉計画21」と「第1期芽室町障害福祉計画」を統合し、「第2期芽室町障がい者福祉計画」を策定するものです。

（共生社会～一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らせる社会）

さらに、障がい者（児）の自立支援に関し、町、町民、障がい福祉サービス事業者等の責務を明らかにし、障がいのある方の能力、適正、発達段階及び社会環境に応じ、保健、医療、福祉及び教育並びに就労に関する施策を計画的に実行し、安心して生活できる地域社会の実現を目指すことが必要なことから、「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」を制定します。

## 第2節 計画の位置づけ・計画の期間

本計画は「共生社会」を目指す基本理念と、「地域生活支援体制の整備、数値目標」による構成とし、平成21年度～平成23年度の3か年の障がい者福祉のあり方を示し、第4期芽室町総合計画の施

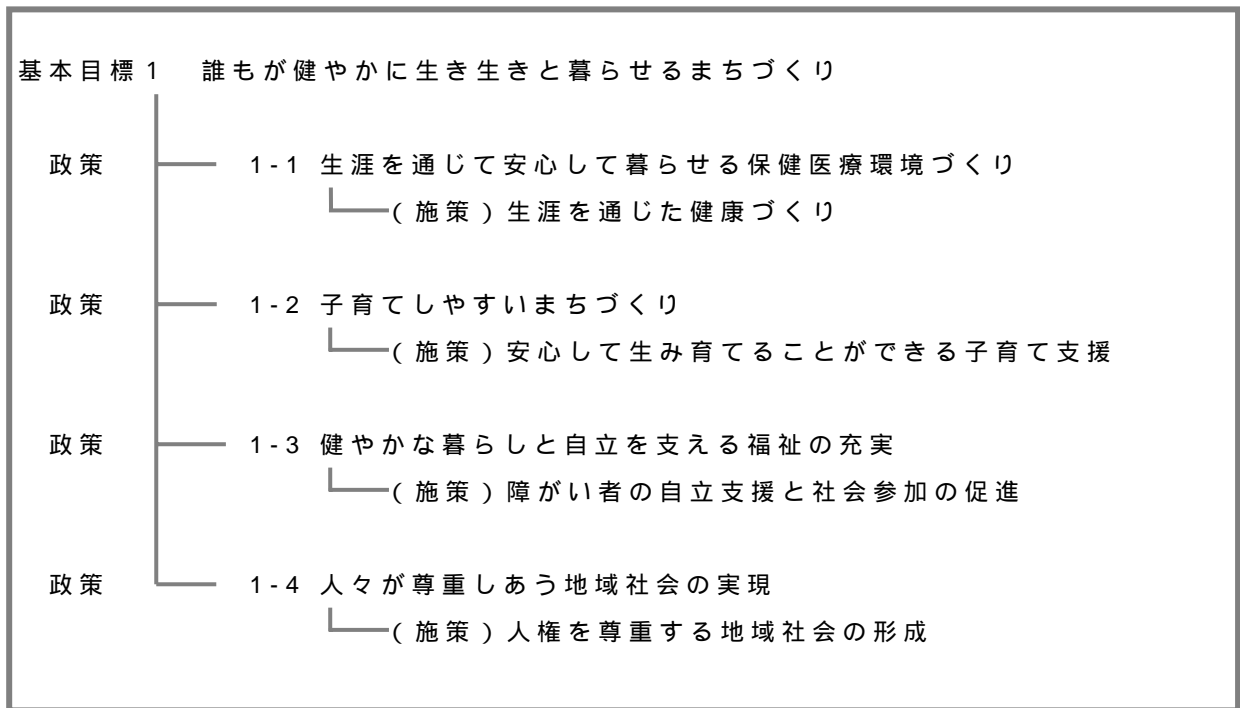
策「生涯を通じた健康づくり」、「安心して生み育てることができる子育て支援」、「障がい者の自立支援と社会参加の促進」、「人権を尊重する地域社会の形成」を実現するための個別計画として位置づけます。

また、本計画を含む保健、医療、福祉の各個別計画の現状や理念、目標を一元化する「芽室町総合保健医療福祉計画」を平成21年度中に策定します。

### 各計画の期間

H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
<b>第4期芽室町総合計画（H20年度～H29年度）</b>						
<b>実施計画 （H20～H24年度）</b>					<b>展望計画 （H25～29年度）</b>	
	<b>芽室町総合保健医療福祉計画 （H21年度～H24年度）</b>					
第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 （H18年～H20年）	<b>第4期高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 （H21年度～H23年度）</b>					
芽室町障害者福祉計画21 （H15年～H20年）	<b>第2期芽室町障がい者福祉計画 （第2期芽室町障がい者福祉計画・ 第2期芽室町障がい福祉計画） （H21年度～H23年度）</b>					
第1期障害者計画 （H18年～H20年）						
次世代育成支援行動計画【前期】 （H17年度～H21年度）	<b>次世代育成支援行動計画【後期】予定 （H22年度～H26年度）</b>					
健康づくり計画 （H15年～H20年）	<b>芽室町健康づくり計画 （H21年度～H24年度）</b>					
地域福祉計画 （H18年～H20年）	<b>第2期芽室町地域福祉計画 （H21年度～H24年度）</b>					

## 本計画に関する第4期芽室町総合計画の施策



### 第3節 計画の策定にあたって

前計画の「芽室町障害者福祉計画21」及び「第1期芽室町障害福祉計画」について検証を行ったうえで、障がい者及びその家族、障がい児等の保護者のニーズ（課題）を明確にし、現状の課題を解決するための今後の取り組みや障がい福祉サービス等の見込み量及びサービス提供体制の確保に関する事項を明記することとしました。

このことから、町外の入所施設等入所者を除く19歳以上65歳未満の3障がいの障がい者手帳所持者及び障がい福祉サービス等を利用している方を対象に「障がい者福祉に関するアンケート調査」を実施したほか、発達に支援が必要な児童の本町における発達支援体制の整備を本計画に位置づけるため、18歳以下の「芽室町ことばの教室」に通室している児童の保護者、町内小中学校の「特別支援学級」に在籍している生徒の保護者、日中一時支援事業や児童デイサービス等の福祉サービスを利用している児童の保護者を対象に「発達支援体制に関するアンケート調査」を実施しました。

これらの調査結果から得られたニーズ（課題）及び現在の福祉サービスの利用実績等を基礎資料としながら、芽室町障がい者福祉計画検討会議において、委員それぞれの立場からの意見等を踏まえ、本計画の策定を行いました。

さらに、原案に対する住民の意見を反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

## 第2章 障がい者(児)の状況

### 第1節 障がい者手帳等の交付状況

障がい者手帳の交付者数は、平成20年12月1日現在で、「身体障害者手帳」は999人、「療育手帳」は173人、「精神障害者保健福祉手帳」は61人となっております。

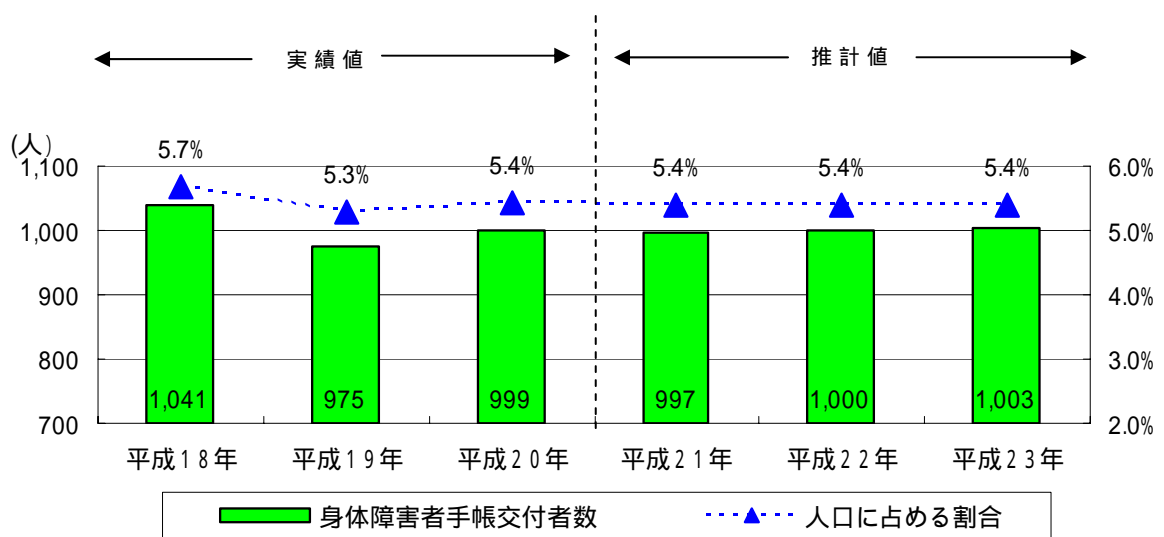
また、自立支援医療(精神通院)受給者証所持者は240人となっており、平成15年度と比較すると約50%増加しています。

交付者数は、平成18・19年度は3月31日現在、平成20年度は12月1日現在

人口に占める割合は、町総合計画の国勢調査人口をベースに算出

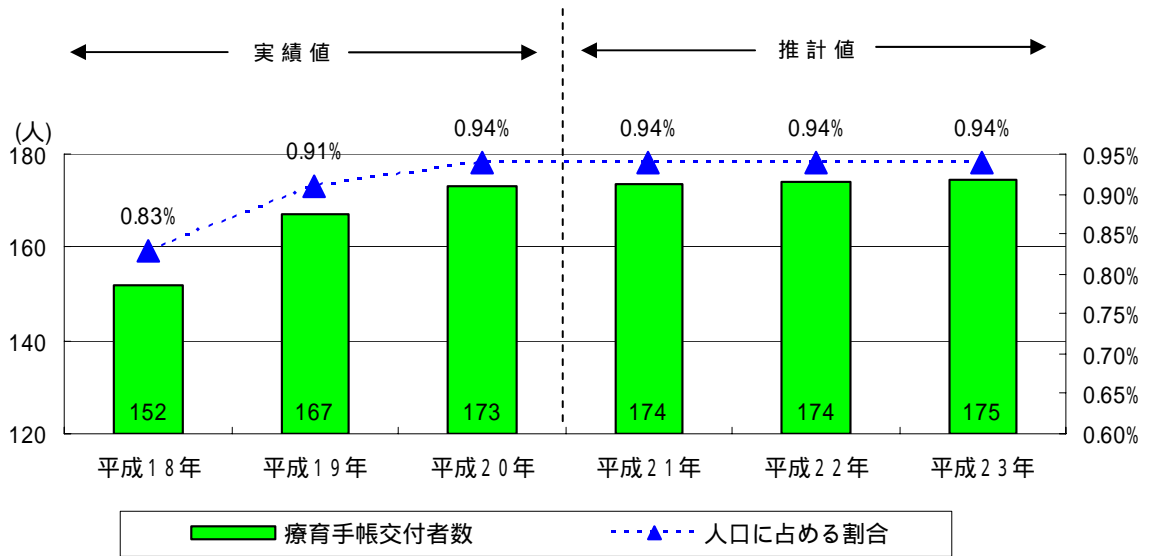
平成21年度から23年度の推計値は、平成20年度の人口に対する手帳(受給者証)所持者割合を人口推計値に乗じて算出

『表1 身体障がい者(児)の状況』



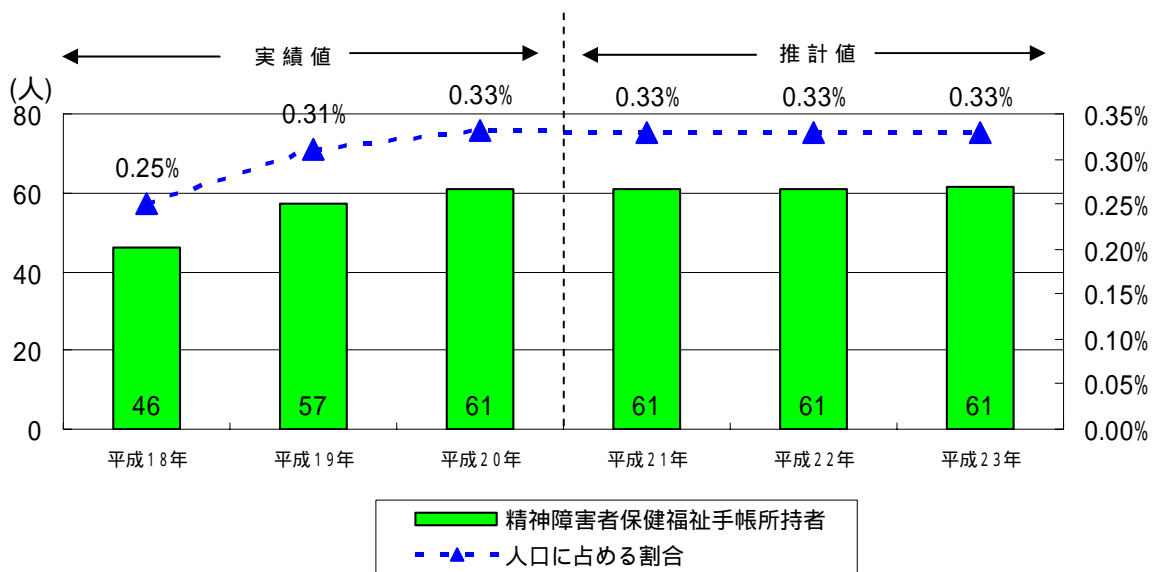
資料:芽室町身体障害者更生指導台帳

『表2 知的障がい者の状況』



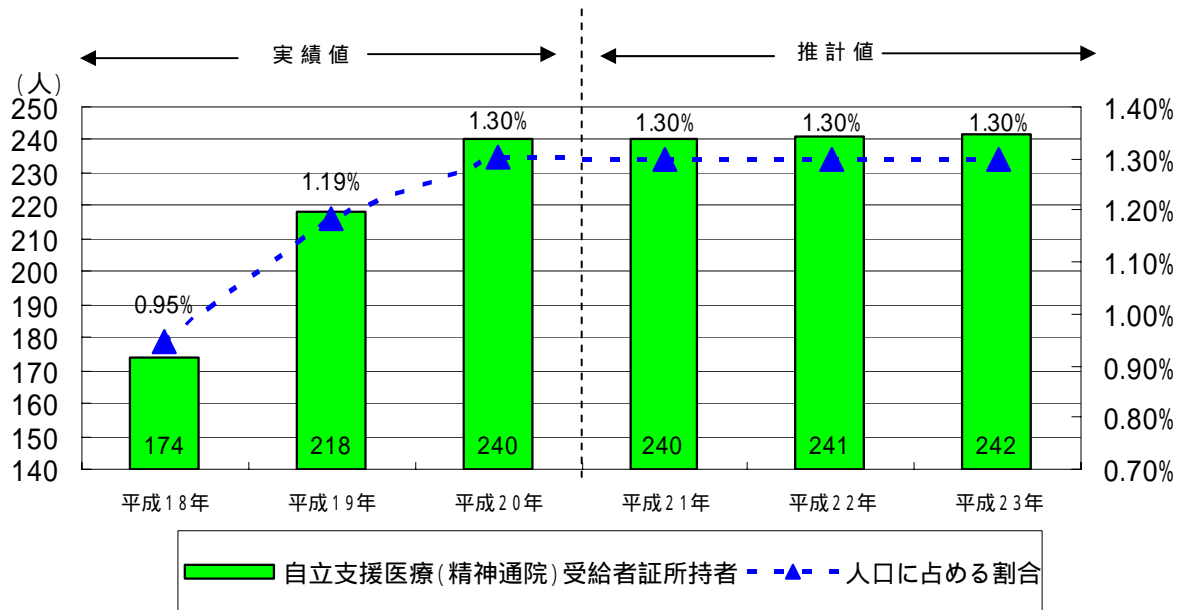
資料：芽室町療育手帳交付台帳

『表3 精神障がい者の状況』



資料：十勝保健福祉事務所 精神障害者保健福祉手帳交付台帳

『表 4 自立支援医療(精神通院)受給者証所持者の状況』

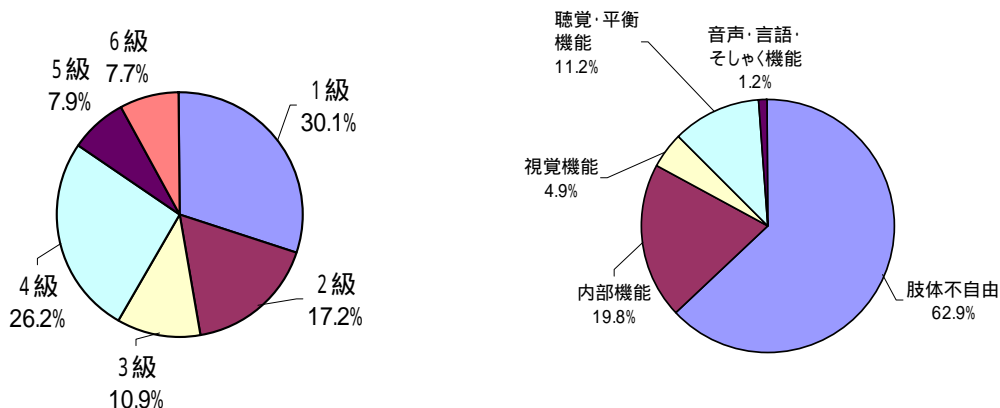


資料:十勝保健福祉事務所 自立支援医療費(精神通院)支給認定基本台帳

### 1) 身体障害者手帳

等級別交付状況では、1級が30.1%と最も多くなっており、1、2級の重度障がい者数は全体の47.3%を占めています。3、4級は全体の37.1%となっており、5、6級は全体の15.6%となっています。

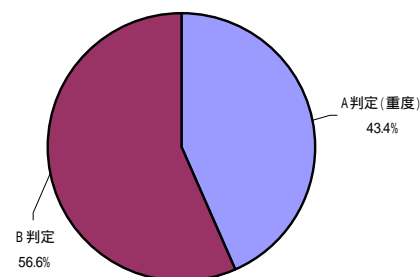
障がい種別ごとの交付状況は、「肢体不自由」が62.9%と最も多くなっており、次いで「内部機能」が19.8%となっています。



資料：身体障害者更生指導台帳

### 2) 療育手帳

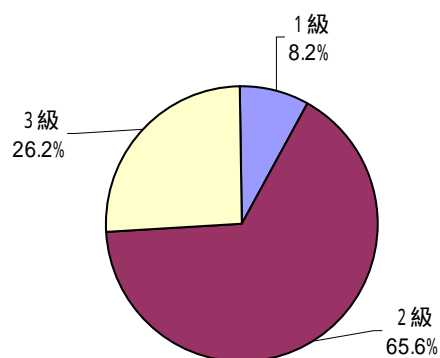
障がい程度別交付状況では、「A判定(重度)」が43.4%、「B判定」が56.6%となっています。



資料：芽室町療育手帳交付台帳

### 3) 精神障害者保健福祉手帳

等級別交付状況では「2級」が65.6%と最も多くなっており、次いで「3級」が26.2%となっており、1級が8.2%となっています。



資料：十勝保健福祉事務所

精神障害者保健福祉手帳交付台帳

### 第1節 障がい者の課題

今回の計画策定にあたり、現在のニーズ（課題）を把握し、計画に反映させるため、町外の入所施設等入所者を除く19歳以上65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障がい福祉サービス、地域生活支援事業を利用している方を対象に「障がい者福祉に関するアンケート調査」を行い、次の4項目を課題としてとらえました。

なお、アンケート調査結果は37ページ以降に掲載しています。

#### 1 生活に関する課題

##### 居住の場について

今後の居住の場として、「グループホームやケアホームで暮らしたい」という回答が10.8%を占めました。

入所施設入所者の地域生活への移行や、住み慣れた地域において自立した生活を実現するため、計画的にグループホーム、ケアホームのサービス提供基盤を確保することが必要となっています。

##### 居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）の充実について

「自宅で家族や親戚と暮らしたい」という回答が48.6%を占めました。

また、「サービス利用状況と今後の利用意向」でも、居宅介護（ホームヘルプサービス）、短期入所（ショートステイ）などのサービスについて、「必要な時に利用したい」という回答が多く、これらのサービス提供体制の充実が必要となっています。

#### 2 就労に関する課題

##### 福祉的就労について

今後の「働く場」をどのように考えているかの問いに対し、施設や作業所で働きたいという回答が14.7%を占めており、新たな授産作業の確保や授産製品のPR、また、町をあげての積極的な授産製品の購入を促進する必要があります。

##### 一般就労について

「一般の会社等で普通に働く」という回答が19.1%と最も多くなりましたが、「働きたいが働く場がない」という回答も12.1%

を占めました。

企業の障がい者雇用に対する理解は徐々に進んでいますが、一般就労に結びつけるためには企業や事業所への一層の働きかけが必要です。

しかし、世界的な景気後退に伴う雇用情勢の悪化により、障がい者の雇用機会の確保が困難な状況となっていることから、町も一事業所としてこれまで以上の障がい者雇用を検討する必要があります。

### 3 相談支援体制の充実について

悩みごと、不安なことの相談先について、「家族や親戚」という回答が34.4%と最も多い一方、「保健センターや保健所の保健師」「役場の職員」と回答した方を合わせても9.0%と比較的少ない現状です。

また、「あなたが暮らしやすくなるために、特に望むことはどのようなことですか」という問いに対する回答では、「いつでも何でも相談できる窓口を用意してほしい」という意見が多く、「悩み事や不安」が本人やご家族の負担とならないよう、町としての相談支援体制の充実が課題となっています。

### 4 障がい者に対する理解について

障がい者に対する理解が「かなり深まってきている」「ある程度深まってきている」と回答した方は32.6%でしたが、「どちらとも言えない」「あまり深まっていない」「全く深まっていない」と回答した方は50.7%となりました。

障がい者との交流の促進により、より一層「障がい者に対する理解」を深める事が重要です。

## 第2節 障がい児、発達に支援が必要な児童・生徒の課題

本計画策定にあたり、本町の発達支援体制の整備について、現在のニーズ（課題）を把握し、計画に反映させるため、「芽室町ことばの教室」に通室している児童の保護者、町内小中学校の「特別支援学級」に在籍している生徒の保護者、日中一時支援事業や児童デイサービス等の福祉サービスを利用している児童の保護者を対象に「発達支援体制に関するアンケート調査」を実施し、次の3項目を課題としてとらえました。

なお、本アンケート調査結果は57ページ以降に掲載しています。

### 1 早期発見と早期支援について

ことばの遅れ、興味の偏り、行動上の問題等の発見には、乳幼児期の健康診査の充実と、日常接する保護者、幼稚園教諭、保育所保育士等が「支援の必要性」に気づく事が重要です。

特に、知的に遅れのない「発達障がい」の場合には発見が遅れる場合があり、障がいの早期発見と早期に適切な支援を受けられる体制整備が課題となっています。

### 2 保護者の様々な心配・不安の解決について

保護者の心配・不安で多かった回答は、「小学校・中学校・高等学校に進学したときのこと」が20.3%、「将来就職できるか」が19.6%という結果となり、進学、就職の事で不安を抱える保護者が多いことがわかりました。

また、その不安を解決する方策として「働く場を増やしてほしい」が13.9%、「いつでもなんでも相談できる窓口を用意してほしい」が12.5%、「各種サービスや制度、医療機関などの情報提供を充実してほしい」が9.0%となっており、発達に支援が必要な児童に対し、就学前から在学中、そして就職に至るまでの長期的な発達支援体制の整備や就労支援、相談支援、各種制度の情報提供体制の充実が必要となっています。

### 3 児童療育体制の充実について

心配ごと・不安を解決するために、「町内に児童デイサービス事業所を開設してほしい」「ことばの教室の職員を増やしてほしい」という回答が合わせて16.3%となっており、町内における発達に支援が必要な児童に対する専門的療育体制の充実が必要となっています。

## 第4章 障がい者福祉施策の基本方針

### 第1節 課題の解決方策

現状の課題を解決するため、次の取り組みを進めます。

#### 1 生活に関する課題への取り組み

社会福祉法人柏の里めむろが、平成24年度に予定している居住系サービス事業所の開設を支援します。

既存事業者や新規参入事業者への情報提供等を行います。

#### 2 就労に関する課題への取り組み

就労移行支援、就労継続支援等の就労支援のためのサービスを提供します。

工賃収入向上策の検討を行うほか、新たな授産作業の確保を支援します。

また、町をあげての積極的な授産製品の購入を推進します。

一般就労に向けた就労体験、職場実習のため、町がパート職員として障がい者を雇用し、臨時的に職員を必要とする業務等に従事させ、個々の能力や適正に応じて働くことができるような体制整備を検討します。

町内の企業、事業所を対象に、障がい者が能力と適正に応じた職業に従事することができるよう、障がい者雇用促進の啓発を行うほか、商工団体、就労支援を行う機関、障がい福祉サービス事業者及び学校並びに障がい者団体と連携し、円滑な就労への移行を支援します。

障がい者が就労する際、その障がいの特性等を事業所に伝達し、円滑な就労を支援する「ジョブコーチ」の活用を関係機関等と連携して検討します。

#### 3 相談支援体制に関する課題への取り組み

適切な相談支援、障がい者に対する差別・虐待を防止する取組を一層強化するため、保健福祉課窓口での相談支援体制の充実に努めます。

また、保健、医療、福祉、教育、事業者及び障がい福祉サービス事業者並びに障がい者団体等の関係者からなる「芽室町自立支援協議会」を設置し、障がいを持つ方に対する相談支援体制の充実を図ります。

#### **4 障がい者(児)に対する理解を深める取り組み**

芽室町社会福祉協議会が主催する、障がいを持つ方と健常者の交流を深めるイベント「ふれあい交流まつり」に対する支援を継続し、障がい者(児)に対する理解と交流の促進を図ります。

また、広報誌を活用した啓発を行います。

#### **5 早期発見と早期支援等への取り組み**

「芽室町発達支援システム」の確立

本町では、発達に支援が必要な方の個別のケース毎に、就学前から学齢期そして就労に至るまでの縦の連携による支援と、保健、医療、福祉、教育、就労の関係機関の横の連携による支援を組み合わせ、総合的にサービスを提供する「芽室町発達支援システム」を構築し、「発達支援地域コーディネーター、心理発達相談員の配置」、「発達支援センターの設置」、「乳幼児健診体制の充実強化」等により、早期発見から子どもの発達、将来の就労までを一貫して支援する体制を確立します。

児童療育体制の充実を図るため、町内における児童デイサービス事業所の開設を検討します。

親や周囲の人が子どもの発達支援の必要性に早期に気づくために、発達支援に関する講習会、講演会、広報活動の実施を検討します。

「子どもの障がい」を認識した時の親の不安を解消するため、相談支援体制の強化や、「ことばを育てる親の会」「どんぐり会」等の関係団体と連携した取り組みを検討します。

## 6 その他の取り組み

障害者等通院・通所交通費等助成事業を継続し、障がい者（児）の経済的負担軽減を図ります。

身体障害者福祉協会芽室町分会、どんぐり会、ことばを育てる親の会、芽室障害者支援ネットワークに対する支援を継続し、障がい者（児）の自立の促進を図ります。

重度障がい者等を対象としたタクシーチケットの交付、住宅改造費の助成を継続実施し、障がい者の生活圏の拡大と日常生活の利便性の向上を図ります。

地域包括支援センターと連携し、権利擁護事業の普及啓発を進めます。

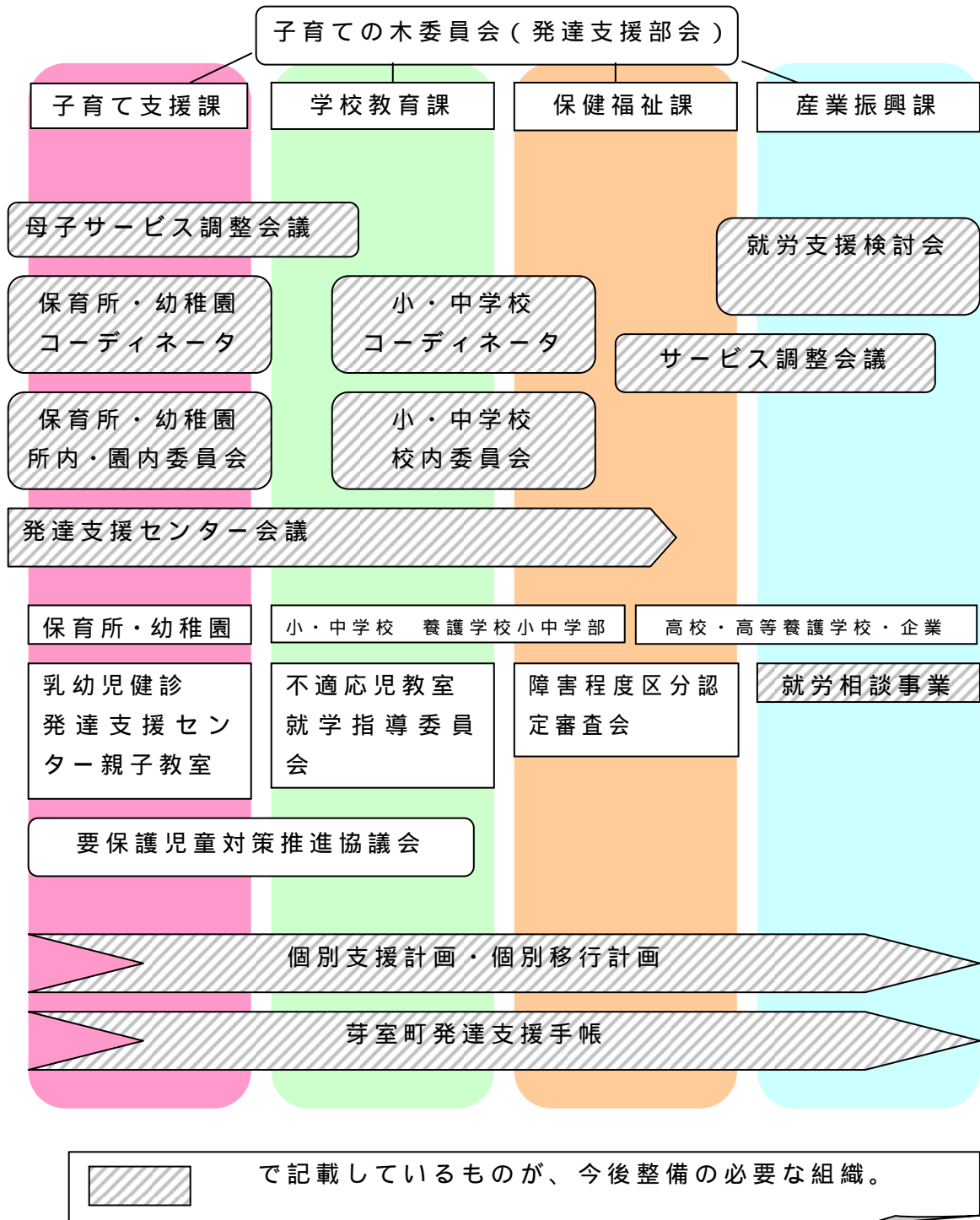
障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を活用し、事業者に対する運営の安定化や新体系サービスへの円滑な移行等を支援します。

芽室町地域防災計画及び第2期芽室町地域福祉計画における「災害時要援護者支援体制づくりの推進」に基づき、災害から障がい者（児）の生命や財産を守り、生活の安全と安心を守る取り組みを行います。

障がい者（児）の自立、社会活動を妨げる障壁を取り除くため、可能なものから公共施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。

（ユニバーサルデザイン～「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように設計すること）

(参考)芽室町発達支援システムにおける組織(案)



## 第2節 障がい者福祉施策の目標と推進

### 1 生涯を通じた健康づくり

#### (1) 障害者医療費給付事業

重度心身障がい者（児）に対し、医療費自己負担分の全部または一部を助成し、経済的負担を軽減することにより、重度心身障がい者（児）が安心して医療を受けられ、健康的な生活の維持につながります。

	現状	21年度	22年度	23年度
助成件数	6,300件	6,300件	6,415件	6,530件
制度利用者数	264人	270人	275人	280人

### 2 安心して生み育てることができる子育て支援

#### (1) 帯広児童養育センター運営費負担事業

運動機能、精神発達、言語対人発達の遅れがある児童が早期に専門的療育体制を受けられるよう手厚い療育体制を整えている帯広児童養育センターに対し、利用実績に応じた基準外給付金を負担します。

町内に児童デイサービス事業所が開設された場合、利用者数が減少することが予想されます。

	現状	21年度	22年度	23年度
利用者数	11人	11人	9人	7人

#### (2) ことばを育てる親の会支援事業

発達に支援が必要な子をもつ親の研修をおこなう本団体の活動費の一部を補助することにより、支援が必要な子の自立の促進と福祉の向上を図ります。

	現状	21年度	22年度	23年度
会員数	77人	78人	79人	80人

### (3) 児童相談所巡回相談事業

帯広児童相談所が巡回しておこなう巡回相談事業の実施を保育所、学校等に周知し、発達に不安のある児童や乳幼児の相談、発達検査の場を提供します。

平成21年度から、町独自に心理発達相談員を採用し、必要な発達検査を受けられるようになることから、本事業の活用については減少することが予測されます。

	現状	21年度	22年度	23年度
開催回数	7回	2回	2回	2回
相談件数	29件	6件	2件	2件
支援会議開催数	5回	2回	2回	2回

### (4) 発達支援センター運営事業

芽室町ことばの教室を本町独自の発達支援センターに指定し、専門的かつ総合的な発達相談の窓口とします。

また、地域の保育所、幼稚園、学校等において巡回相談を行い、発達支援のコーディネートを行います。

	現状	21年度	22年度	23年度
利用者のべ数	20年	720人	750人	780人
発達相談件数	度は実績	30件	35件	40件
サービス調整会議件数	なし	15件	15件	20件

### (5) 発達支援センター施設維持事業

発達支援センターの効率的な維持管理を行い、利用しやすい環境を提供します。

## 3 障がい者の自立支援と社会参加の促進

### (1) 障害者自立支援給付事業

補装具給付費

障害者自立支援法に基づき、身体障がい者（児）に対し身体の失われた機能を補う補装具費を給付し、身体障がい者（児）の日常生活の利便性を向上させます。

	現状	21年度	22年度	23年度
身体障がい者（児）数	999人	997人	1,000人	1,003人
給付決定者数	60人	60人	60人	61人

### 更生医療給付費

障害者自立支援法に基づき、身体障がい者が、その障がい除去・軽減する医療を受けた際の医療費自己負担分の一部を公費負担することにより、身体障がい者の社会復帰、社会参加を促進します。

	現状	21年度	22年度	23年度
身体障がい者数	983人	984人	987人	990人
給付決定者数	47人	47人	47人	47人

### 介護給付費・訓練等給付費

障がい者（児）が、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスを受けることにより、障がい程度の軽減・維持を図り社会復帰、社会参加を促進します。

	現状	21年度	22年度	23年度
障がい福祉サービス利用者数	143人	144人	145人	146人
社会復帰、社会参加した障がい者（児）数	0人	1人	2人	2人
入所施設入所者数	37人	33人	32人	30人

### オストメイト対応トイレの設置

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業を活用し、直腸・ぼうこう機能障がいをお持ちの方が安心して利用できる「オストメイト対応トイレ」の公共施設への設置を推進します。

	現状	21年度	22年度	23年度
オストメイト対応トイレ設置箇所数	5箇所	5箇所	6箇所	7箇所

## (2) 西十勝3町障害程度区分認定審査会運営事業

申請者の障がい程度区分認定を行うことにより、障がい程度区分に応じたサービスの利用を可能にします。

	現状	21年度	22年度	23年度
開催回数	12回	15回	12回	12回
審査件数	61件	103件	61件	61件

### (3) 障害程度区分認定調査マネジメント事務

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービス等を利用するために必要な障害程度区分の認定調査を行います。

### (4) 地域生活支援事業

障害者自立支援法に基づき、障がい者（児）の地域生活における利便性の向上を図るため、必須事業の「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」と、任意事業の「日中一時支援事業」を実施することにより、障がい者（児）の地域での生活を支援するとともに、保護者や家族の介護負担を軽減します。

	現状	21年度	22年度	23年度
コミュニケーション支援事業利用者数	2人	5人	5人	5人
日常生活用具給付等決定件数	281件	343件	348件	352件
移動支援事業利用者数	6人	36人	38人	40人
町内地域活動支援センター利用者数	11人	12人	13人	14人
町外地域活動支援センター利用者数	14人	13人	14人	15人
日中一時支援事業利用者数	50人	56人	58人	60人

### (5) 柏の里めむろ設備整備資金支援事業

知的障害者通所授産施設を運営する社会福祉法人柏の里めむろが、施設開設の際に借り入れた設備整備資金を町が債務負担し、その償還額を補助します。

	現状	21年度	22年度	23年度
補助金額	4,028,000円	3,982,400円	3,936,800円	3,891,200円

### (6) 柏の里めむろ支援事業

社会福祉法人柏の里めむろに対し、町からのグループホーム明幸寮の移管及び芽室障害者支援ネットワークの地域活動支援センター「アットホームめむろ」利用に対する補助をおこなうことにより、法人運営の安定化を図ります。

また、新たな授産作業の導入や事業所の開設を法人が行った場合、法人運営の安定化のため引き続き支援を行います。

	現状	21年度	22年度	23年度
法人が提供するサービスの実利用者数	63人	64人	65人	66人

### (7)ふれあいまつり開催支援事業

芽室町社会福祉協議会が主催する、障がいを持つ方と健常者の交流を深めるイベント「ふれあい交流まつり」に対する支援を継続し、障がい者（児）に対する理解と交流の促進を図ります。

	現状	21年度	22年度	23年度
参加団体数	23団体	24団体	24団体	24団体
参加者数	1,000人	1,100人	1,150人	1,200人

### (8)身体障害者福祉協会芽室町分会支援事業

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、会員相互の協力、親睦等を通じて、障がい者福祉の向上を図る本団体に活動費の一部を補助します。

	現状	21年度	22年度	23年度
会員数	165人	170人	175人	180人
手帳所持者に対する会員の割合	16.5%	17.0%	17.5%	18.0%

### (9)どんぐり会支援事業

誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの実現に向け、会員相互の協力、研修等を通じて、福祉の向上や療育技術の向上を図る本団体に活動費の一部を補助します。

	現状	21年度	22年度	23年度
会員数	215人	216人	217人	218人

### (10)障害者在宅生活支援事業

タクシーチケット助成

重度障がい者等を対象にタクシーチケットを交付することにより、生活圏の拡大を図ります。

	現状	21年度	22年度	23年度
タクシーチケット対象者数	25人	25人	25人	25人

住宅改造費助成

重度障がい者等の住宅改造にかかる経費の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。

	現状	21年度	22年度	23年度
住宅改造申請件数	1件	1件	2件	2件

#### 障害者等通院・通所交通費等助成

障がい者（児）が障がい程度の軽減を図るための通院や施設等へ通所する際の交通費の一部を助成することにより、経済的負担軽減を図ります。

	現状	21年度	22年度	23年度
対象人数	91人	92人	93人	94人

#### (11) 北海道心身障害者雇用促進協会参画事業

全道の障がい者の雇用促進と職業の安定を目的として設置された北海道心身障害者雇用促進協会に対し負担金を支出します。

#### (12) 障害者手帳等交付・管理事業

身体、知的、精神の3障がい者手帳等の交付申請を受理し、十勝保健福祉事務所に進達する事務及び十勝保健福祉事務所の交付等の決定後に申請者に対し手帳等を交付します。

#### (13) 特別障害者手当等支給事業

在宅の特別障がい者（児）に対し、著しく重度の障がいによって生ずる負担の軽減を図る一助として、特別障害者手当等を北海道が支給することにより、福祉の増進を図ります。

#### (14) 総合相談所巡回相談事業

北海道が実施する事業で、知的障がい者に対する療育手帳の判定や、身体障がい者が特殊な義肢、電動車いす、特例補装具（基準外の補装具）の補装具給付を申請した場合、その可否について判定を行います。

## **4 人権を尊重する地域社会の形成**

### **(1) 権利擁護事業**

障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のための権利擁護ネットワークの構築及び相談支援事業を行います。

## 第5章 第2期芽室町障がい福祉計画

### 第1節 地域生活、一般就労への移行

本町では、障がい者の「地域生活移行」「就労支援」の課題に対応するため、国及び北海道の指針に基づき平成23年度末時点の数値目標を次のとおり設定します。

#### (1)入所施設入所者の地域生活への移行

入所施設入所者の希望を尊重し、求める居住支援（住まい）が提供できるよう、地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、入所者数の減少率が国指針の基準以上となることを目指す必要があります。

北海道は、平成23年度末には第1期計画から14%以上の減少を目標としていますが、本町は18.9%減少することを目標とします。

項 目	数値目標	備 考
現 在 の 入 所 者 数 ( A )	37人	平成20年12月31日現在
目 標 年 度 の 入 所 者 数 ( B )	30人	平成23年度末
地域生活への移行数 ( A ) - ( B )	7人	目標値

#### (2)退院可能な精神障がい者の地域生活への移行

地域における受け皿づくりや退院促進支援をおこなうことにより退院が可能となる精神障がい者に対して、地域生活への移行を支援する取り組みを充実させ、社会的入院の解消を目指す必要があります。

本町では、北海道の基準と同じく、平成23年度末には0人となることを目標とします。

項 目	数値目標	備 考
現 在 の 入 院 者 数 ( A )	2人	平成20年12月31日現在
目 標 年 度 の 入 院 者 数 ( B )	0人	平成23年度末
地域生活への移行数 ( A ) - ( B )	2人	目標値(100%)

### (3) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者の一般就労への移行について、就労移行支援事業の実施や地域における就労支援体制づくりについて強力に取り組み、一般就労へ移行する者の数が国指針の基準以上となることを目指す必要があります。

本町では、北海道の基準と同じく、就労移行支援事業等を通じて、障がい者の福祉施設利用者のうち一般就労へ移行する者の数が、平成23年度末において第1期計画の4倍以上とすることを目標とします。

項 目	数 値 目 標	備 考
現在の年間一般就労移行者数 ( A )	0 人	平成20年度 ( 第1期計画では1人 )
目標年度の年間一般就労移行者数 ( B )	4 人	平成23年度末 目標値

#### 数値目標達成のための基本方策

地域生活に必要な自立訓練等の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を提供します。

障がい者、障がい者の家族、サービス提供事業者との連携により、地域で暮らす精神障がい者のホームヘルプサービス等の利用を促進します。

グループホーム、ケアホーム等の居住系サービス基盤の確保のため、既存事業者への情報提供や、新たな事業者による新規参入の支援を行います。

就労移行支援事業を中心とした就労支援のためのサービスを提供します。

商工団体、就労支援を行う機関、障がい者サービス事業者、学校及び障がい者団体と連携して、障がい者の就労促進に努めます。

一般就労に向けた就労体験、職場実習のため、町がパート職員として障がい者を雇用し、臨時的に職員を必要とする業務等に従事させ、個々の能力や適正に応じて働くことができるような体制整備を検討します。

障害者等通院・通所交通費等助成事業を継続し、障がい者の経済的負担軽減を図ります。

## 第2節 障がい福祉サービス等のサービス量の見込み方に関する考え方

本町では、国及び北海道の指針『北海道障がい者福祉サービス策定指針における「サービス量の見込み方に関する考え方」』と同じ考えで、平成23年度末時点の数値目標を設定します。

### 北海道障がい者福祉サービス策定指針における「サービス量の見込み方に関する考え方」

区 分	国指針の考え方	道の考え方・町の考え方
1 訪問系 居宅介護 重度訪問介護 行動介護 重度障害者等 包括支援 単位：時間分 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に利用している者の数</li> <li>・ 障がい者のニーズ</li> <li>・ 退院可能精神障がい者のうち、居宅介護等の利用が見込まれる者の数</li> <li>・ 平均的な1人当たり利用量</li> </ul> 等を勘案して、利用者数及び見込み量を定める。	同左
2 日中活動系 日中活動系サービス 全体の見込量	次の及びを勘案して、利用者数及び見込み量を定める。  現に利用している者の数、障がい者のニーズ、特別支援学校卒業生数の今後の見通し等を勘案して見込んだ数から、一般就労移行の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数  退院可能精神障がい者のうち、日中活動系サービスの利用が見込まれる者の数	同左
生活介護 単位：人日分 「人日分」 = (月間の利用人員) × (1人1月当たりの平均利用日数)	現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び見込み量を定める。	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。  平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定すること。

区 分	国指針の考え方	道の考え方・町の考え方
自立訓練 (機能訓練) 単位：人日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に利用している者の数</li> <li>・障がい者のニーズ</li> <li>・施設入所者の地域生活への移行の数値目標</li> <li>・平均的なサービス利用期間</li> </ul> 等を勘案して、利用者数及び見込み量を定める。	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。
自立訓練 (生活訓練) 単位：人日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に利用している者の数</li> <li>・障がい者のニーズ</li> <li>・施設入所者の地域生活への移行の数値目標</li> <li>・退院可能精神障がい者のうち、自立訓練(生活訓練)の利用が見込まれる者の数</li> <li>・平均的なサービス利用期間</li> </ul> 等を勘案して、利用者数及び見込み量を定める。	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。
就労移行支援 単位：人日分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に利用している者の数</li> <li>・障がい者のニーズ</li> <li>・福祉施設の利用者の一般就労への移行の数値目標</li> <li>・特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業者の対象と見込まれる者の数</li> <li>・通院可能精神障がい者のうち、就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数</li> <li>・平均的なサービス利用期間</li> </ul> 等を勘案して、利用者数及び見込み量を定める。	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。
就労継続支援 (A型) 単位：人日分	<p>現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、就労継続支援の対象者と見込まれる数の 3 割以上とすることが望ましい。</p>	同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。平均利用日数は 22 日を標準とし、実績を考慮して設定すること。

区	分	国指針の考え方	道の考え方・町の考え方
	<p>就労継続支援 (B型) 単位：人日分</p>	<p>現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>設定に当たっては、区域内の就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額(事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額の平均額をいう。)について区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p>	<p>同左を基に推計により算出された利用人員に、平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。</p> <p>平均利用日数は22日を標準とし、実績を考慮して設定すること。</p>
	<p>療養介護 単位：人分</p>	<p>現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案して、利用者数及び見込み量を定める。</p>	<p>同左</p>
	<p>児童デイサービス 単位：人日分</p>	<p>現に利用している者の数、障がい者のニーズ等を勘案し、市町村地域生活支援事業で実施される障がい児を対象とした事業との役割分担を踏まえた上で、利用者数及び見込み量を定める。</p>	<p>同左を基に算出した利用人員に平均利用日数を乗じたものを見込み量とすること。平均利用日数は市町村地域生活支援事業で実施される日中一時支援事業に移行するものを除いた利用状況を基に設定すること。</p>
	<p>短期入所 単位：人日分</p>	<p>現に利用している者の数、障がい者のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び見込み量を定める。</p>	<p>同左を基に算出した利用人員に平均利用日数を乗じたものを見込み量とする。</p> <p>平均利用日数は他の個別給付や地域生活支援事業に移行する宿泊を伴わない短期入所を除いた利用状況と基に設定すること。</p>

区 分		国指針の考え方	道の考え方・町の考え方
3 居住系 サービス	共同生活援助 共同生活介護 単位：人分	<p>施設入所から、グループホーム又はケアホームへの移行者について、入所施設の入所者の地域生活への移行の目標が達成されるようにする。</p> <p>現に利用している者の数、障がい者のニーズ、退院可能精神障がい者のうち共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び見込み量を定める。</p>	<p>同左を基に、推計により算出された利用人員を見込み量とすること。</p> <p>特別支援学校卒業生、「地域移行型ホーム」の対象者についても見込み量に考慮すること。</p>
	施設入所支援 単位：人分	<p>第1期計画時点の入所者数を基礎とする。</p> <p>入所者施設の入所者の地域生活への移行目標数を差し引いた上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び見込み量を定める。</p> <p>なお、平成23年度末の段階で、第1期計画時点の入所施設の入所者の7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>	<p>同左とを基に、推計により算出された利用人員を見込み量とすること。</p> <p>なお、現在の入所施設の入所者については14%以上減少することを基本とし、設定すること。</p>

区 分		国指針の考え方	道の考え方・町の考え方
4 地域生活支援事業	地域生活支援事業 全体		法に定める必須事業、日中一時支援事業及びその他市町村の実施する事業ごとに数値目標を定めること。
	相談支援 単位：人分	障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障がい者等包括支援を除く。）の利用が見込まれる者のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる者の数を勘案して、利用者数及び量の見込み量を定める。	同左を基に障がい者数の推移及びニーズ等を勘案した利用者数を見込み量とすること。
	相談支援事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001号通知のとおり。	同左を基に必要な箇所数を見込むこと。
	コミュニケーション支援事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001号通知のとおり。	同左を基に障がい者数の推移及びニーズ等を勘案した利用者数を見込み量とすること。
	日常生活用具 給付等事業 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001号通知のとおり。	同左を基に現に利用している件数及びニーズ等を勘案して利用件数の伸び分を加えたものを見込み量とすること。
	地域活動支援センター 単位：国通知参照	平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001号通知のとおり。	同左を基に現に利用している者の数及びニーズ等を勘案して利用者数の伸び分を加えたものを見込み量とすること。（第2種社会福祉事業とならない主規模なセンター及び日中活動支援事業も含む。）

区	分	国指針の考え方	道の考え方・町の考え方
	<p>日中一時支援事業 単位：人分</p>	<p>記述なし</p>	<p>現に利用している者の数を 基に児童デイサービス事 業及び短期入所からの移行 等を勘案して利用者数の伸 び分を加えたものを見込み 量とすること。</p>
	<p>その他事業</p>	<p>平成21年 1月 8日付け 障企自発第0108001号通知のとおり。</p>	<p>同左を基に地域における 障害福祉サービスの提供状 況や障がい者等のニーズに 基づき実施が必要な事業に ついて適宜見込み量を設定 すること。</p>

### 第3節 障がい福祉サービスの見込み量と確保方策

平成23年度までのサービス見込み量を次のとおり見込みます。

#### (1) サービスの見込み量と確保方策

##### 訪問系サービス

種類	現状	21年度	22年度	23年度
<b>居宅介護</b> 入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる援助サービス	222時間	420時間	430時間	440時間
<b>重度訪問介護</b> 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する人を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的サービス	468時間	570時間	570時間	570時間
<b>行動援護</b> 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者、障がい児を対象とした、行動の際に生じ得る危険回避のための援護や外出時の移動支援	103時間	160時間	160時間	160時間

#### サービスの確保方策

ホームヘルプ等の訪問系サービスについては、現在サービスを提供している事業所が引き続きサービスを提供することを基本として、既存事業者に対する情報提供や、サービス見込み量の増加に対応するため新規事業者の参入等に対し情報提供等の支援を行います。

## 日中活動系サービス

種類	現状	21年度	22年度	23年度
<b>生活介護 1</b> 常時介護を要する障がい者を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、入浴・排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などの支援（18歳未満は除く）	22人日 (1人)	550人日 (25人)	638人日 (29人)	748人日 (34人)
<b>自立訓練（生活訓練） 1</b> 知的障がい者または精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、有期限の支援計画に基づき、日常生活能力の向上を図ることやサービス提供機関との連絡調整を行うなどの支援	0人日 (0人)	66人日 (3人)	66人日 (3人)	88人日 (4人)
<b>就労移行支援 1</b> 一般就労を希望する人に対して、有期限の支援計画に基づき、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性にあった職場への就労・定着を図る支援	32人日 (2人)	176人日 (8人)	198人日 (9人)	242人日 (11人)
<b>就労継続支援（A） 1</b> 一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援	0人日 (0人)	44人日 (2人)	66人日 (3人)	110人日 (5人)

<b>就労継続支援（Ｂ） １</b> 一般企業等での雇用が困難な人、一定年齢に達している人などに対し、一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援	68 人日 (10 人)	682 人日 (31 人)	770 人日 (35 人)	770 人日 (35 人)
<b>児童デイサービス ２</b> 発達支援が必要な児童に対し、児童デイサービス施設において行う、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援	58 人日	130 人日	140 人日	150 人日
<b>短期入所 ２</b> 介護者が病気の場合などにおける、障がい者支援施設などでの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などの支援	85 人日	310 人日	320 人日	330 人日

1 実利用者数に1か月の平均利用日数（22日）を乗じた数です

2 実利用者数に年度毎の1か月の平均利用日数を乗じた数です

### サービスの確保方策

障がい福祉サービス事業者と障がい者（児）のニーズを共有し、必要な情報提供を行うことにより、円滑な新体系サービスへの移行を支援します。

児童療育体制の充実を図るため、町内における児童デイサービス事業所の開設を検討します。

## 居住系サービス

種類	現状	21年度	22年度	23年度
<b>共同生活援助</b> 知的障がい者又は精神障がい者に対し、主として夜間に共同生活を営む住居において行う相談その他の日常生活上の援助	18人	27人	28人	40人
<b>共同生活介護</b> 知的障がい者又は精神障がい者に対し、主として夜間に共同生活を営む住居において行う排せつ、食事などの介護				
<b>施設入所支援</b> 施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において行う、入浴・排せつまたは食事などの支援	4人	26人	27人	30人

## サービスの確保方策

社会福祉法人柏の里めむろが、平成24年度に予定している、居住系サービス事業所の開設を支援します

グループホーム、ケアホーム等の居住系サービス基盤の確保のため、既存事業者や新規参入事業者への情報提供等の支援を行います。

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業により、事業者に対する運営の安定化や新体系サービスへの移行の円滑化を図ります。

## 第4節 地域生活支援事業のサービス見込み量と確保方策

### (1) サービスの見込み量と確保方策

種類	現状	21年度	22年度	23年度
<b>相談支援事業</b> 障がいのある方やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行います。 ( は実施の有無を記載 ) 1) 障害者相談支援事業 2) 地域自立支援協議会 3) 市町村相談支援事業強化事業 4) 住宅入居等支援事業 5) 成年後見制度利用支援事業	1箇所 0 0 0 0	1箇所 1 1 1 1	1箇所 1 1 1 1	1箇所 1 1 1 1
<b>コミュニケーション支援事業</b> 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方に手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。	2人	5人	5人	5人
<b>日常生活用具給付等事業</b> 障がいのある方に対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付または貸与します。	281件	343件	348件	352件
<b>地域活動支援センター事業(町内)</b> 地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会を提供し、地域社会との交流促進等を行います。	1箇所 11人	1箇所 12人	1箇所 13人	1箇所 14人
<b>地域活動支援センター事業(町外)</b>	8箇所 14人	8箇所 13人	8箇所 14人	8箇所 15人
<b>移動支援事業</b> 屋外での移動が困難な方に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。	6人 174時間	36人 470時間	38人 480時間	40人 500時間

<b>日中一時支援事業</b> 障がい者（児）等に日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練、その他の支援を行ないます	50人	56人	58人	60人
--	-----	-----	-----	-----

### サービスの確保方策

日中一時支援事業・移動支援事業を行う事業者に対する情報提供や、利用者のニーズに応じた事業者の新規参入のための支援をおこないます。

町民にとってわかりやすく身近な総合相談窓口や、専門的な相談ができる窓口など、効果的で効率的な相談支援のあり方を検討します。

保健、医療、福祉、教育、事業者及び障がい福祉サービス事業者並びに障がい者団体等の関係者からなる「芽室町自立支援協議会」を設置し、障がいを持つ方に対する相談支援体制の充実を図ります。

地域生活支援事業のうち、障がい福祉サービス事業者等に委託して実施する事業については、適切な委託単価の設定により継続的にサービスの提供を受けられるよう努めます。

日常生活用具の給付等が円滑に受けられるよう、広報誌等を通じた効率的な制度の周知に努めます。

地域活動支援センター「アットホームめむろ」について、事業の受託法人である「社会福祉法人柏の里めむろ」に対し、土地・建物の無償貸与を引き続き行い、生産活動の場、地域社会との交流の場を確保します。

## 「芽室町障がい者福祉に関するアンケート調査」結果

### 調査期間

平成20年11月17日～11月28日

### 調査方法

平成20年11月1日現在、町外の入所施設等入所者を除く19歳以上65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者と、障害福祉サービスの利用者に対し、調査票を郵送し調査を実施

### 対象者数

293人

### 回答者数

143人(48.8%)



## 「芽室町障がい者福祉に関するアンケート調査」結果

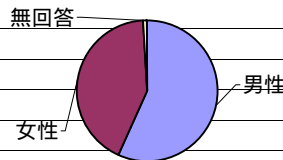
アンケート送付者数	293 人
アンケート回答数	143 人
アンケート回収率	48.8 %

問1 この調査票をお答えになる方はどなたですか。

1 本人が答える	96 人	67.1 %
2 本人に意見を家族や介助者などが答える	19 人	13.3 %
3 本人の意見を確認することが難しいので、家族や介助者などが答える	22 人	15.4 %
無回答	6 人	4.2 %

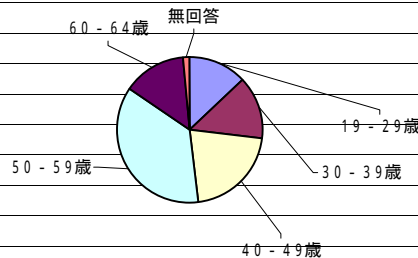
問2 あなたの性別はどちらですか。

1 男性	81 人	56.6 %
2 女性	61 人	42.7 %
無回答	1 人	0.7 %



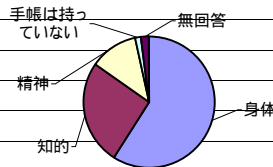
問3 あなたの年齢について。

1 19 - 29歳	52 人	11.7 %
2 30 - 39歳	20 人	4.5 %
3 40 - 49歳	30 人	6.7 %
4 50 - 59歳	20 人	4.5 %
5 60 - 64歳	2 人	0.4 %
無回答	19 人	4.2 %



問4 あなたはどんな障害をお持ちですか、手帳は持っていますか。【複数回答あり】

1 身体	89 人	59.0 %
2 知的	39 人	25.8 %
3 精神	18 人	11.9 %
4 手帳は持っていない	2 人	1.3 %
無回答	3 人	2.0 %



・身体障がい 1級 [23人]	・身体障がい 2級 [21人]	・身体障がい 3級 [11人]
・視覚障害 4人	・視覚障害 2人	・音声・言語・そしゃく機能障害 1人
・聴覚障害 1人	・聴覚障害 6人	・肢体不自由 9人
・平衡機能障害 1人	・肢体不自由 9人	・内部障害 3人
・肢体不自由 11人	・内部障害 1人	
・内部障害 13人	・その他 2人	

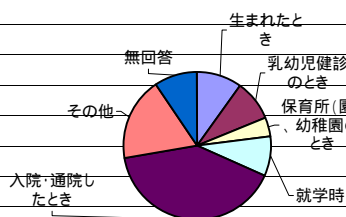
・頰椎損傷により固定  
・かろうじて自分の名前が書ける

・身体障がい 4級 [24人]	・身体障がい 5級 [ 7人]	・身体障がい 6級 [ 3人]
・肢体不自由 15人	・肢体不自由 6人	・聴覚障害 2人
・内部障害 4人	・無記入 1人	・内部障害 1人
・その他 1人		
【・労災による右第2・3指離脱】		

・知的障がい [39人]	・精神障がい [18人]
・療育手帳 A 11人	・ 1級 1人
・療育手帳 B 26人	・ 2級 13人
・無記入 2人	・ 3級 4人

問5 問4の障がいがあったのはいつですか。

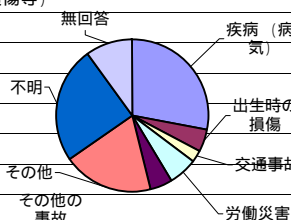
1 生まれたとき	15人	10.1%
2 乳幼児健診のとき	13人	8.8%
3 保育所(園)、幼稚園のとき	6人	4.1%
4 就学时	13人	8.8%
5 入院・通院したとき	60人	40.5%
6 その他	27人	18.2%
無回答	14人	9.5%



- ・職についてから……………1人
- ・雪山に、ぶつかって転んでから体幹障害が悪化……………1人
- ・3才のとき……………1人
- ・3～4才の頃……………1人
- ・30才から……………1人
- ・29才のとき……………1人
- ・13才時に右手親指損傷……………1人
- ・今年の春……………1人
- ・高校卒業後……………1人
- ・H13年……………1人
- ・幼児期に小児マヒ……………1人
- ・高校の時……………1人
- ・仕事……………1人
- ・出産後……………1人
- ・覚えていない……………1人
- ・無記入……………12人

問6 障がいの原因となったのはどんなことですか。

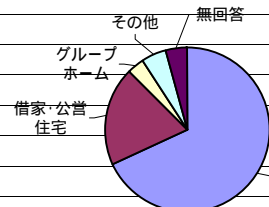
1 疾病(病気)	42人	28.0%
2 出生時の損傷(鉗子分娩等による脳神経系の損傷等)	7人	4.7%
3 交通事故	4人	2.7%
4 労働災害	9人	6.0%
5 その他の事故	7人	4.7%
6 その他	29人	19.3%
7 不明	37人	24.6%
無回答	15人	10.0%



- ・小児マヒ……………2人
- ・子供の頃のいじめ、結婚後の生活苦……………1人
- ・痛み、全身性エリテマトーデス……………1人
- ・先天性……………1人
- ・知的障害(薄弱者精神)……………1人
- ・不眠・喫煙……………1人
- ・母親が妊娠中、重度の風邪……………1人
- ・言語障害……………1人
- ・血圧……………1人
- ・小児マヒと心臓機能障害……………1人
- ・5才の頃、ひきつけ……………1人
- ・老化……………1人
- ・生まれつき……………2人
- ・遺伝子レベルの異常……………1人
- ・高校でのいじめ……………1人
- ・無記入……………12人

問7 あなたの住まいの状況について。

1 自宅	98人	68.1%
2 借家・公営住宅	28人	19.4%
3 グループホーム	5人	3.4%
4 その他	7人	4.9%
無回答	6人	4.2%



- ・病院
- ・特別老人ホーム
- ・家族所有
- ・寮
- ・下宿
- ・シニアマンション
- ・無記入

問8 あなたのサービス利用状況と今後の利用意向を伺います。

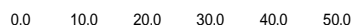
1 ヘルパーによる介護や日常生活への支援(居宅介護)

1 現在利用している	2人	1.4%
2 近い将来(3年以内)に利用したい	1人	0.7%
3 将来必要な時がきたら利用したい	49人	34.0%
4 利用しないと思う	22人	15.3%
5 わからない	36人	25.0%
無回答	34人	23.6%



2 外出時のヘルパーによる見守り支援(移動支援)

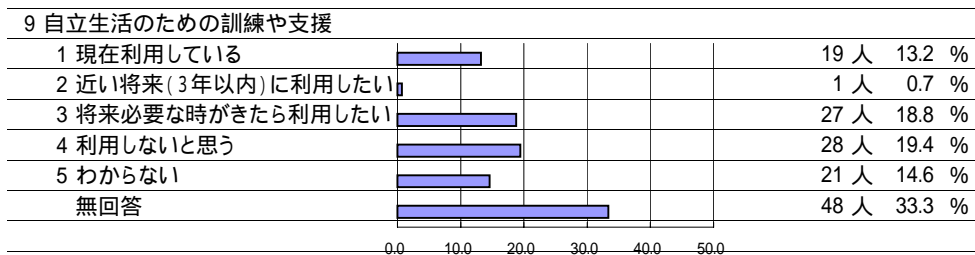
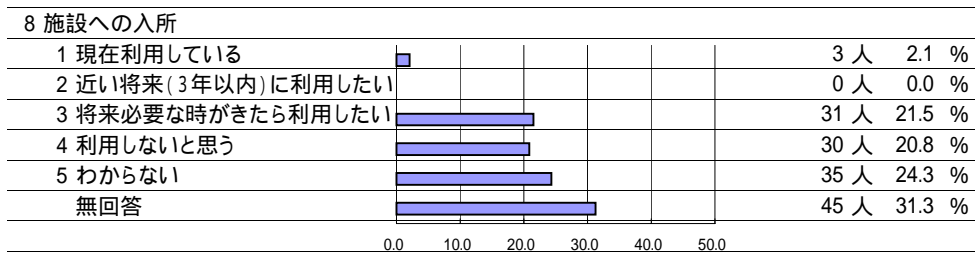
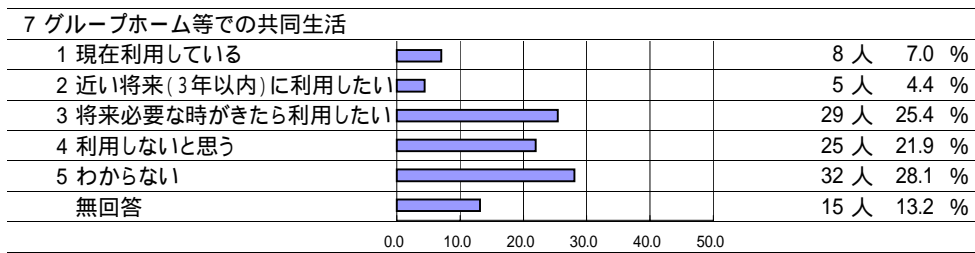
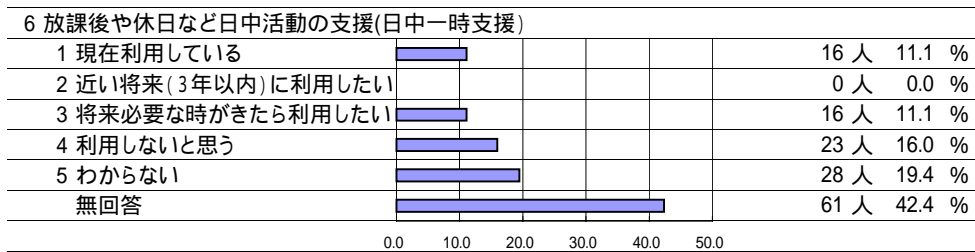
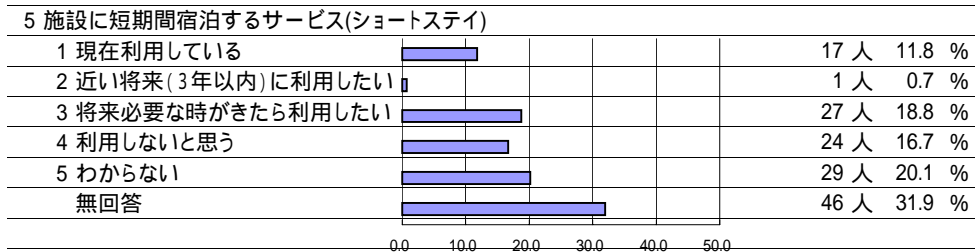
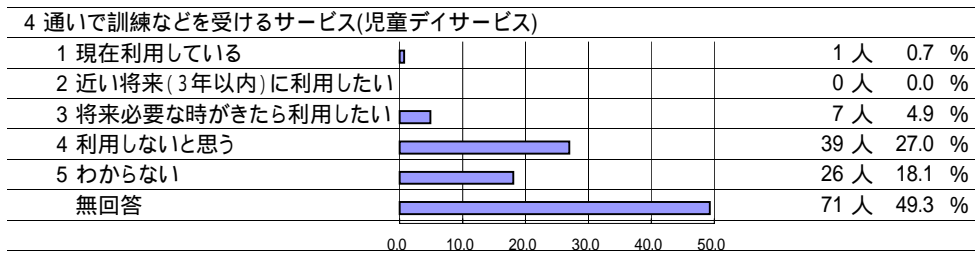
1 現在利用している	2人	1.4%
2 近い将来(3年以内)に利用したい	3人	2.1%
3 将来必要な時がきたら利用したい	39人	27.0%
4 利用しないと思う	23人	16.0%
5 わからない	35人	24.3%
無回答	42人	29.2%



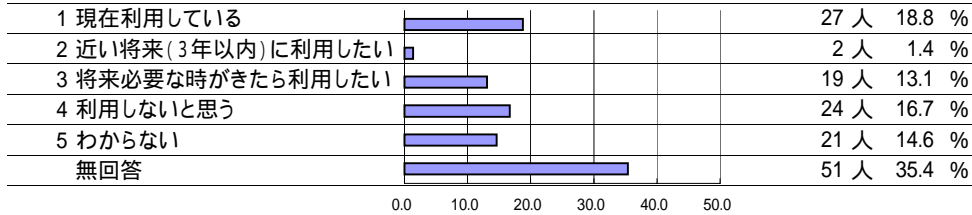
3 外出時のヘルパーによる危険回避の援護(行動援護)

1 現在利用している	2人	1.4%
2 近い将来(3年以内)に利用したい	2人	1.4%
3 将来必要な時がきたら利用したい	40人	27.7%
4 利用しないと思う	23人	16.0%
5 わからない	33人	22.9%
無回答	44人	30.6%

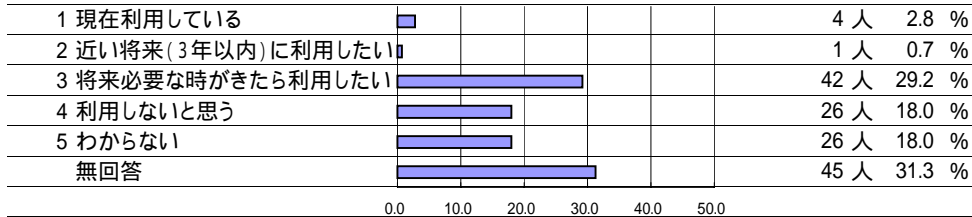




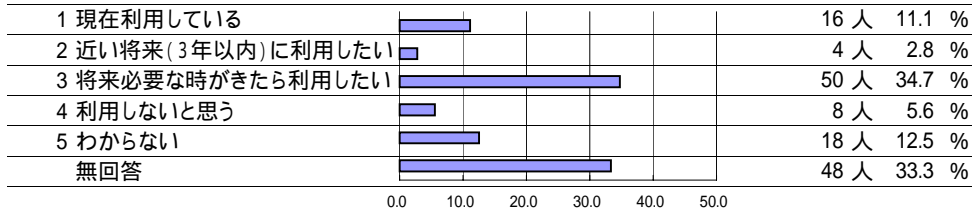
10 就労のための訓練や支援



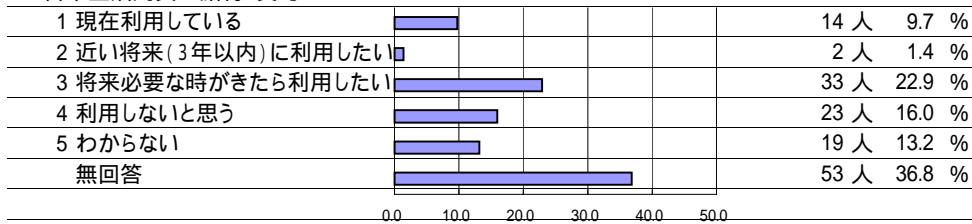
11 入浴や排せつ、食事の介護と生産活動の機会の提供



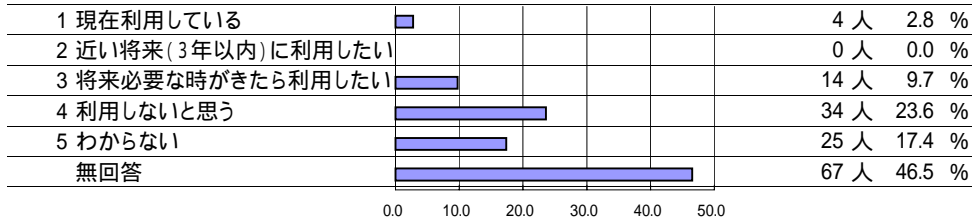
12 役場や保健所などの相談窓口



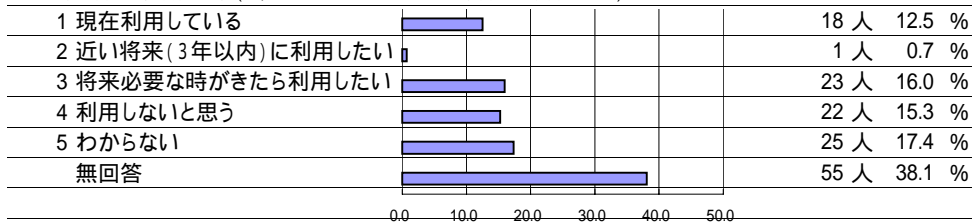
13 日常生活用具の給付・貸与



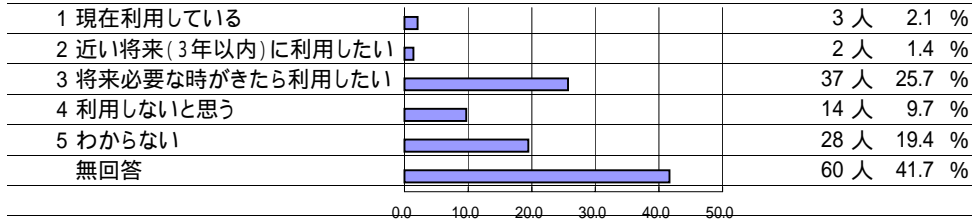
14 聴覚障がいのある方の手話・要約筆記等などのコミュニケーション支援



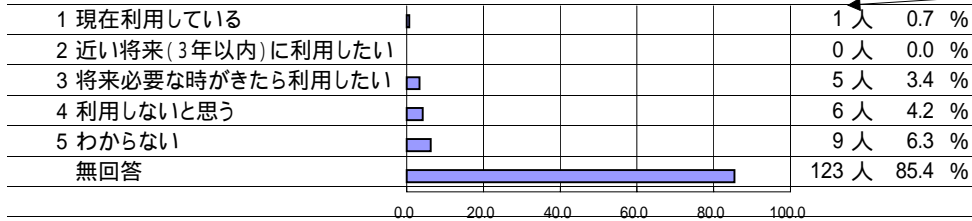
15 生産活動・交流の場(アットホームめむろ等の地域活動支援センター)



16 障がい者の人権を守るための権利擁護・虐待防止等への支援



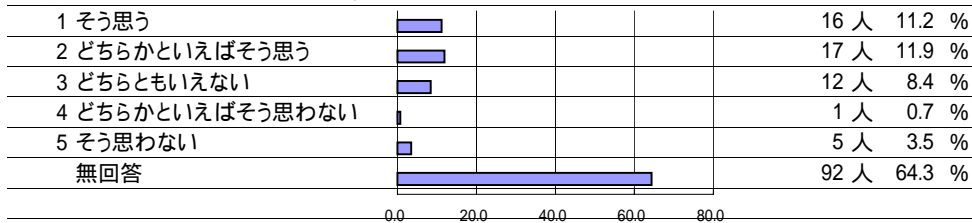
17 その他



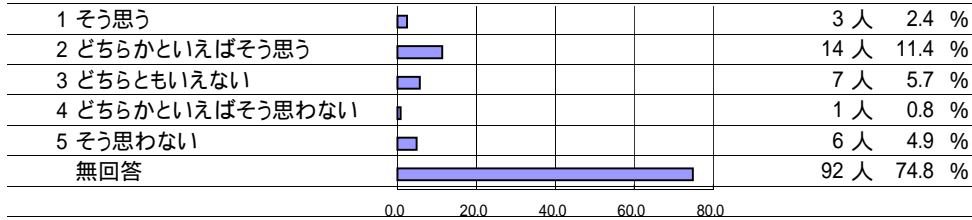
・デイケアオーレ  
・無記入  
(17-2~17-5他全て)

問9 問8のサービスを利用することにより、あなたご自身の生活にどのような変化がありましたか。

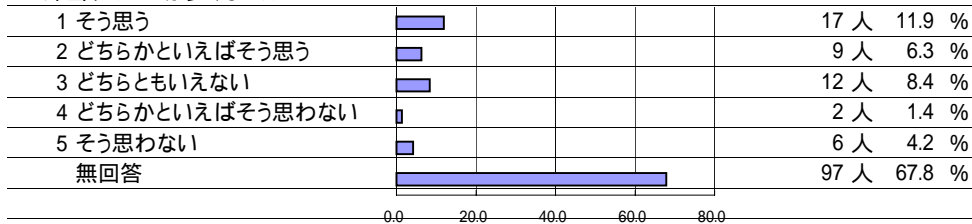
1 自分で身の周りのことができるようになった



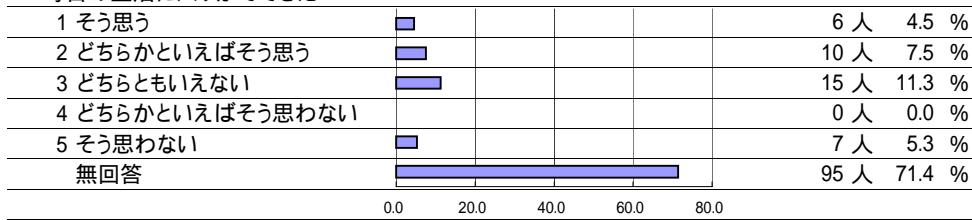
2 日常生活が安心してできるようになった

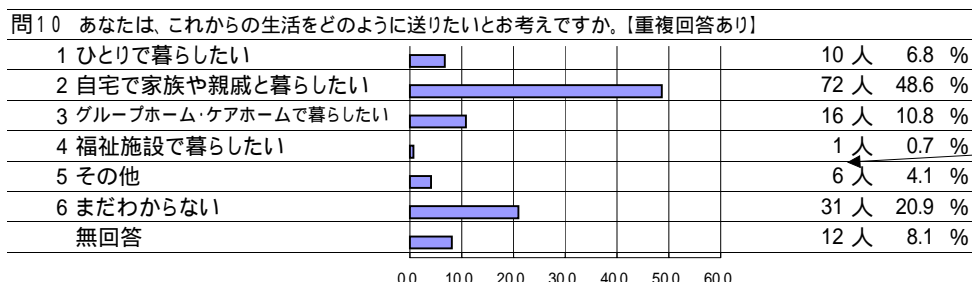
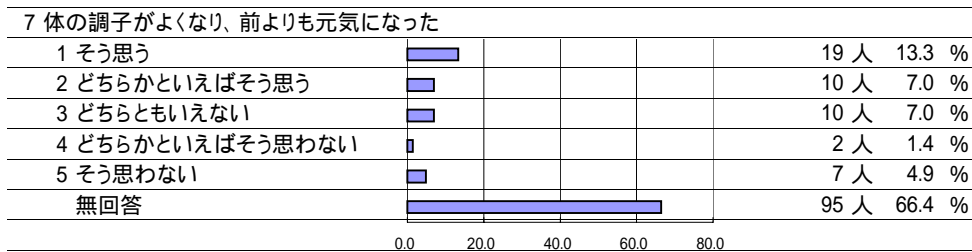
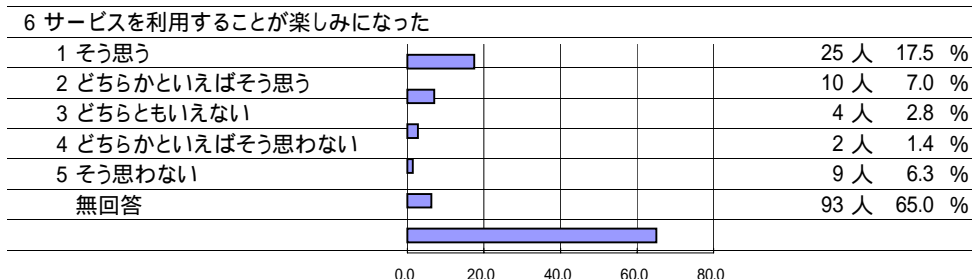
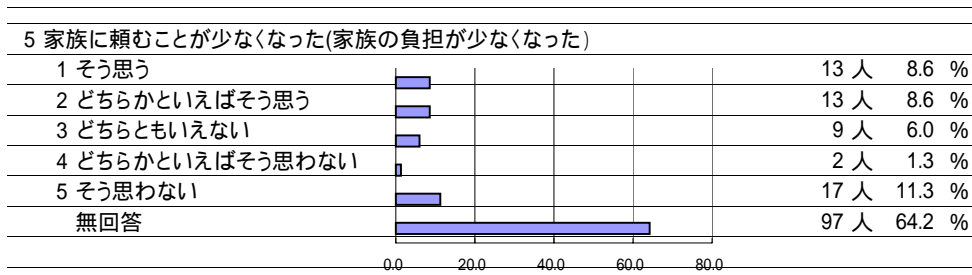


3 外出することが多くなった

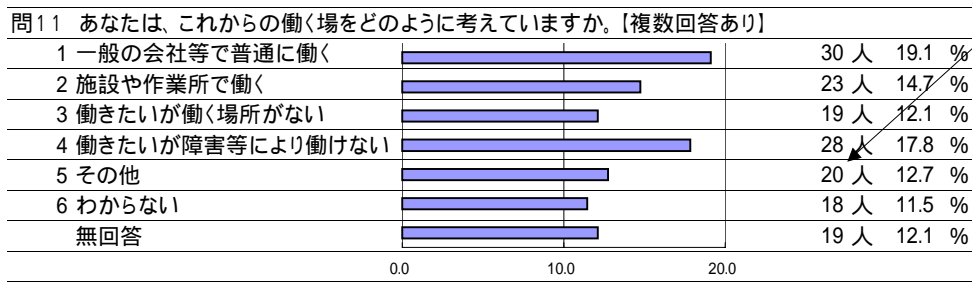


4 毎日の生活にハリができた

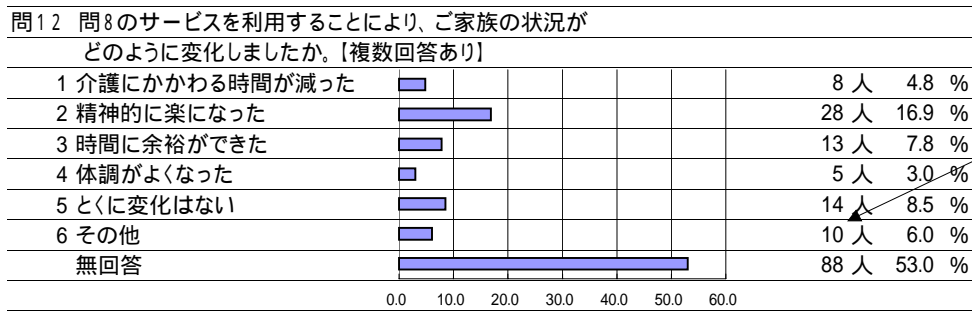




・夫と楽しく生きたい……………1人  
 ・1人で暮せる内は1人で  
 (年金生活)……………1人  
 ・今までの暮らしをしたい……………2人  
 ・無記入……………2人



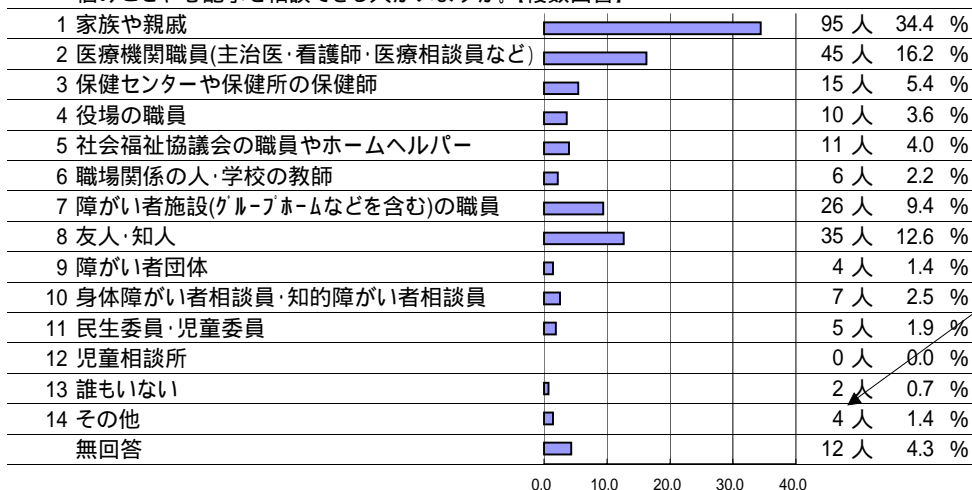
・働きたくない……………1人  
 ・一般の企業で働いている……………2人  
 ・自営業で働いている……………2人  
 ・自分に合う仕事に就きたい……………1人  
 ・年金生活をしている……………1人  
 ・働いている……………1人  
 ・農業をしている(したい)……………3人  
 ・病気をわかってくれる所で  
 働きたい……………1人  
 ・働く機会がない  
 (働くという事がわからない)……………1人  
 ・無記入……………7人



・心臓が悪くなった……………1人  
 ・精神科に通院、良くなった……………1人  
 ・利用していない……………1人  
 ・無記入……………7人

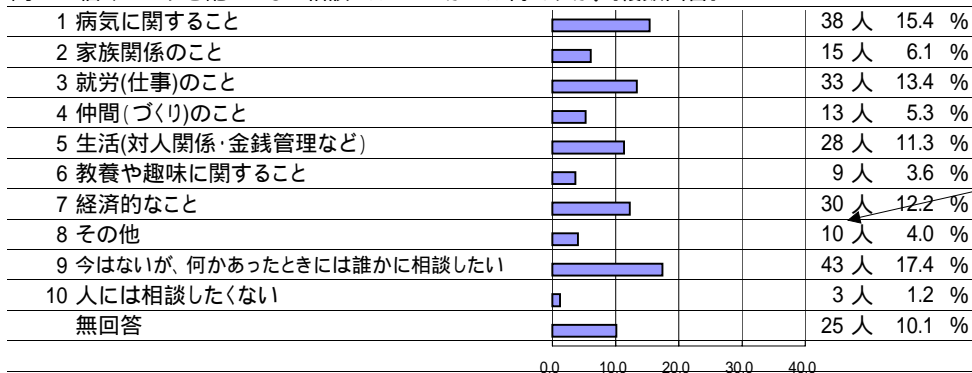
問13 あなたの障がいことや、生活のこと、

悩みごとや心配事を相談できる人がいますか。【複数回答】



・帯広ほっとぶらっとの仲間、理事長、ボランティアの方  
 ・相談しようと思わない  
 ・特に悩んでいない  
 ・言葉が話せないので相談できない

問14 悩みごとや心配ごとなど相談したいことがらは何ですか。【複数回答】



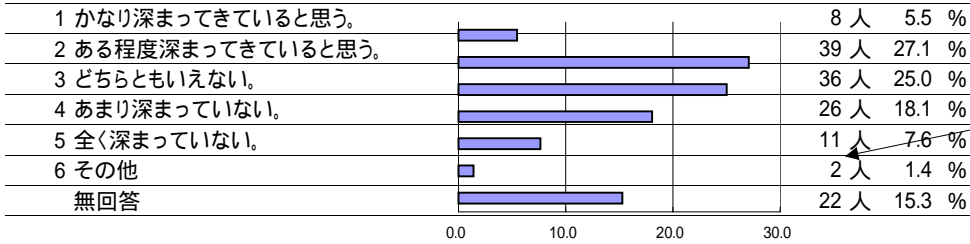
・無い……………5人  
 ・障がいを持つ者への除雪の改善……………1人  
 ・母が亡くなったら兄弟に相談したい……………1人  
 ・無記入……………3人

問15 将来のことで、特に不安に感じていることは何ですか。【複数回答】



・主人も障がい者なので、また倒れたら、どうしたらよいか  
 ・何もなし  
 ・無記入

問16 障がい者に対する住民の理解は深まってきていると思いますか。【複数回答】



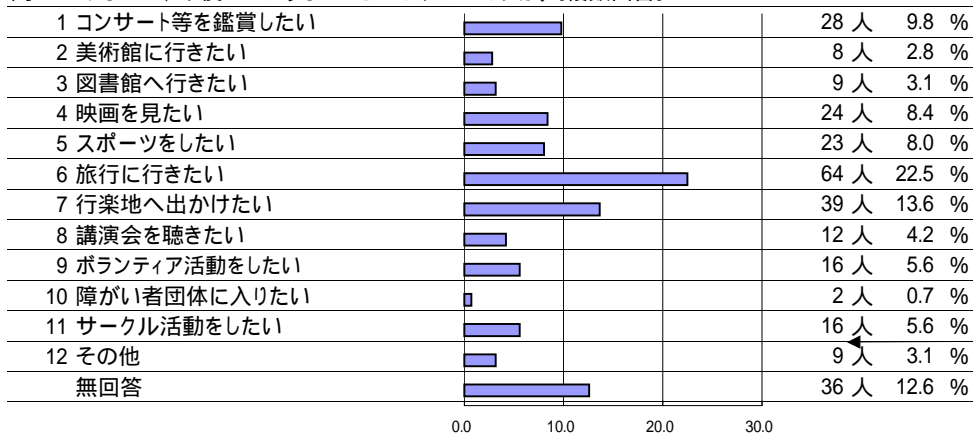
・わからない  
・無記入

問17 あなたが暮らしやすくなるために、特に望むことはどのようなことですか。【複数回答】



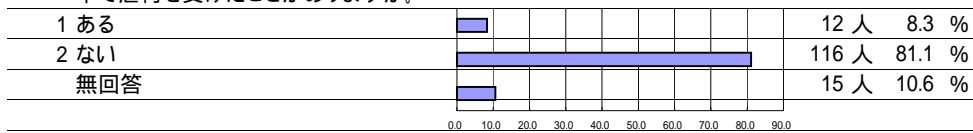
・就労支援制度やデイケアなどの  
設置をしてほしい……………1人  
・無記入……………3人

問18 あなたは、今後どのようなことをしてみたいですか。【複数回答】

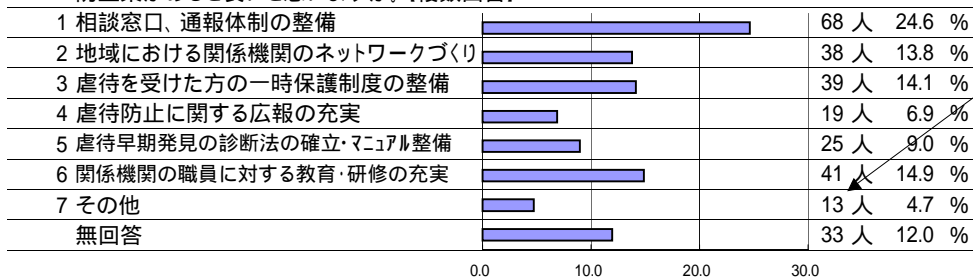


・今の所、自由に行動  
できている……………2人  
・ない……………3人  
・字が読めないので  
自分が情けない……………1人  
・無記入……………3人

問19 障がい者に対する虐待が問題となっておりますが、あなたは日常生活の中で虐待を受けたことがありますか。



問20 障がい者に対する虐待を防止するために、あなたはどのような防止策があると良いと思いますか。【複数回答】



・ない……………3人  
・わからない……………2人  
・障がい者の自己防衛の  
為の研修、教育、セミナー……………1人  
・虐待を防止する為の条  
例の制定……………1人  
・虐待を受けていると言いきり  
環境づくり、オープンにする……………1人



問21 障がい者等に対するサービスについて国・道・町に望むこと

受付	記載内容
2	この地では冬期の灯油が欠かせません。一般の方々や生保の人はもらえるのに障がい者は全国一律です。ぜひ暖房手当の検討をお願いしたい。
5	一番の不安は年金が十分でないで足が悪いため、いつ働けなくなるかととても不安ですが、他に特に望むことはありません
7	障がい者となってから早二十年になりました。無我夢中で生きてきた時間の中で通感したことは、待つことの大切さだということです。そして失敗ばかりの日々の中で、自分で行動することの大切と、それから出来たことへの感謝ということです。そういう思いになるには何度も落ち込みもしたけれど、その精神が段々と強くなって来る自分を自覚することができました。先の事はどうなるか誰にもわからないが、生かされているという想いで精いっぱい生きてみたいと日頃から考えている。
8	障がい者等に対する各種サービスも知られていない障がい者も多いと思うので、国・道・町が障がい者等に対し広報して欲しい。皆がわかる様サービスを広報すべきでは？障がい者等に対するサービスの内容を解かっているのは、国・道・町の各担当者だけではないでしょうか？例えば上記サービスの事を同芽室町職員は解っているのでしょうか？皆が理解してのサービスでは？このアンケートにしても担当者の自己満足にならないようお願いします。
9	私は精神障がい者が気楽に集える場所を求めて、帯広の“ほっとぶらっと”に週1回位お茶を飲みに行っています。1時間位障がい関係の本を読んだり、仲間が誰か来ていますので話して楽しんでます。もう3年になるかな。芽室にもそういう所が出来ればいいなと思います。私は通います。
16	免許を取る時に自動車学校などには手話などできる人がいても、公安にはいなかったで説明して親が付いて行きました。銀行や市役所などには手話などできる人がいるのに国の機関にはいない。
18	障害者手帳を渡される際に、制度の早見表というのを一緒に渡され、これを見て下さいとだけ言われた。きちんと自分にあてはまる事は説明してほしかった。後で同じ障害の方が色々教えてくれた。
20	病院等で視覚障がい者が困っている時に、健常者は見てみないふりをするのを止めて欲しい(特に受付機の操作等)
21	障がい者グループホーム又は生活支援事業をしてほしい。自分に合った職場を支援してほしい。将来住宅がないのでグループホームを支援してほしい
23	私は現在帯広市でサービスを受けています。交通費の負担がありますので、交通費の助成だけでも残して欲しいです。
24	やはり障がい者という点で大丈夫だろうか？という認識をされるのは必然的で、雇用の機会の充実等、要望はある。
30	知的障がい者はアットホームめむろなどで働けるからいいけど、その他軽度の障害のある人は一般で働くのはなかなか難しい。だから「雇用」してくれることが少ない。もっと雇用をして欲しい。
31	町への要望ですが、証明書の更替手続きについて、自宅に郵送する場合は途中で紛失等があるので確実に届くように書留等で対応して欲しい。また、職員が自宅まで確実に届けるようにする事も検討していただきたい。
34	自立支援法が出来たのでどうゆう事かと思ったら、障がい者が障がい者を支援する、または助ける法、障害年金と作業賃金より多くの利用料を支払う事は本当に矛盾しているのではないかと強く考えております。今の時代、健常者でも色々大変な時とは思いますが、利用料を納入させる等間違っているとします。国へ何を言っても無駄なんでしょう。
35	将来安心な生活、毎日楽しく朝を迎えたい。
38	障害者に対する援助はかなりあるのですが、その中で今どれだけその援助を受けているかというと、ほとんど適切な援助を受けることはない。もう少し現実的な援助になるように見直しがほしい。高速道路の割引 このような助成があっても遠乗り出来ないのが今の私です。

問21 障がい者等に対するサービスについて国・道・町に望むこと

受付	記載内容
39	就労移行支援といっても一般企業などの受け皿がなければ成り立たない話で、軽度の障がいならとか、助成金が出るのであればといういつまでたっても変わらない体制であれば、逆に授産施設等を企業化するか確固たる仕事(安定需要のあるもの)を確立して、障がいの重たい・軽いに関係なく自分の居場所、やりがい、生きがいを感ぜられる場所が出来たら最高です。行政のトップが変わるたびにコロコロ変わる政策でなく、このようなアンケート調査をするのであれば、全国の末端の意見を集約し、よく吟味して机上の空論にならぬよう血の通った処遇をお願いしたいものです。
45	国では障害者の雇用の増進を進めていますが、働く場所がありません。不況になるとリストラの対象になります。地方は特にです。本当に雇用の場所が増える方法を考えていただきたいと思います。町には、私は芽室に来て15年位になりますが、誰も町の方は話を聞きに来たことはありません。町で誰に相談すればよいかわかりません。
49	親が先に逝ったら誰にも世話してくれる人はいないのです 親の兄弟も皆、死亡していないし相談する人は居ないです
50	障がい福祉サービスに携わっている人の給料が安い。20%ぐらい上げて良いと思う。
57	障害の程度等により利用出来るサービスを申請した時点で詳しく説明して欲しい。詳しい人がいないので一歩ふみこんだ話をする気がしない。自分達で調べる他ないのか。障がい者になった事で医療費がかかり、収入がないのが1番の問題。この件について何処で誰に相談したら良いのかもわからない。支える家族は働かざるを得ないのが現状。
58	町から回復者サークル等への交通費支給に感謝しています(通所時)。まだ地域での理解度はどの位かよくわかりませんが、自分の病を知られたくありません。偏見を持たれるのではないかと不安です。今まで出会ったボランティアさんは本当によく指導していただいています。生かされている人生ですから、皆様からご協力・ご理解をいただき、明るい将来に向かって生活してゆけたら幸いです。これからもよろしくお願いします。
63	一応自立し、現在福祉サービスを受けてないので具体的には分からないが、ボランティアを自然に出来るよう、小学校低学年から学び参加できるようにしていただきたい。
66	身体障害者福祉協会芽室町分会の活動が、個人情報保護法の基に勧誘すら出来ない状況にあります。町として参加を呼び掛けるなどして欲しい。
71	障害の認定の基準がよくわからない。
72	2年程前に障害者に対するリハビリ治療が打ち切られる事となりました。確かに回復の見込みがないリハビリ治療は無駄に思えるでしょう。しかし、障害者は回復する事は出来ないと思いつつも、心の奥で 一縷の望みとしてリハビリを心の支えにしていたのです。もし重症の病人に「あなたは治ることがありませんからもう病院へ来ないで下さい」と言われたらどの様な気持ちになるでしょう。まったく人間性を無視した政府の一方的な治療打ち切りとしか言い様がありません。たったひとつの心の灯りを消された様な気持ちになりました。もっと心のこもったサービスを受けたいものです。
75	どの町にも精神科があり。どの町にもリハビリの場があって、仕事の受け入れが(どの町にも)ある事！！
79	障害の級によって控除される金額等や免除されるものがあるのは分かるが、あまり差のない様にした方が良いと思います。現在普通に働いているが、何のための障がい者手帳？と思う事が多々あります。
81	親が元気なうちは何とか出来るが、それが出来なくなった時、まわりの者の負担が重過ぎます。本人が気持ちよく生活できる事はとても大切ですが、介護の人の事も考えて相談出来る行政である事を望みます。
85	働く場をもうけて欲しい。施設利用料を軽減して欲しい。
90	生活保護を受けています。先日十勝支庁の方に、あなたの障害は3級に当てはまらないと思う。知ってもらっていたなら犯罪者になるので1度病院で検査と言われました。私は小さな頃の病気のために親が申請したものであって、それを医者が認めた上で3級を受けたのに、その言い方はとても不愉快であり、それならば全ての障がい者を再検査してほしいです。今犯罪が多いためとは思いますが、どうして私だけという気分です。

問21 障がい者等に対するサービスについて国・道・町に望むこと

受付	記載内容
91	もっと働く場所を増やしてほしい。
95	国に対して障害者自立支援法を何とかしてもらいたい。きちんと自立できる環境が整っていないのに負担だけが増えている。
96	障がい者手帳を持っていても、どのような利用ができるのか一言の説明もないまま手にしています。ただ手に持っているだけでは何の役にもたたないと思います。
100	・福祉サービス等作成にあたっては、障がい者の生の意見を聞くことはもちろんだが少数意見もよく検討してほしい。 ・一般的なサービスガイドラインが出来た場合、その形式だけにとらわれず、様々な視点から考えて結論を出してほしい。
105	親の負担の軽減は大変よい事だと思うが、サービスを提供する側にも手厚くしてほしい
108	入所施設にいる人をグループホーム・ケアホームに、と説明会などで話していますが、自宅から通所している人の親が年を取ったら、グループホーム・ケアホームにいつ入れるのか考えてくれないように思います。入所施設に入れている親はずっと負担なく暮らしています。頑張ってる障がい者を見てきた家族にも、安心と死ぬ前に少し自由な時間を作って下さい。お金の使い方が片手落ちのように思われる道の説明会でした。親が元気なうちに、グループホーム・ケアホームで暮している姿が見たいです。子供がどうやって暮しているのか見届けて死にたいです。
117	グループホーム・ケアホームで暮すためには、年金プラス収入が必要なので働いて収入を得られるような施設だと安心できます。国や道は障がい者を重い人と軽い人に分け、せっかく働いて収入が得られるよう頑張ってくれていた施設にお金を出さなくなるような改正で、とても残念に思っています。重度の人を少しでも軽くして働けるように努力する施設に、たくさんお金を出してくれるのが本当ただと思うのです。春からどうなるのか、今はとても不安でいっぱいです。
119	どのような状況にあっても、年金の中での十分なサービスが受けられるようお願いしたい。
123	私は足に障がいがあり重い物がもてません。町内のあるスーパーで買い物をし、車まで運んでほしいとお願いしましたがことわれました。見た目ではわかりませんが、本人にすれば大変な事です。行きつけの店ではわかってくれ、お願いしなくても車まで買い物を運んで運んでくれます。ありがたく頭がさがります(家に帰ってからは、家族に荷物をおろしてもらいます)何か良い方法はないでしょうか？
131	障がい者が利用料の心配なく様々なサービスが受けられるよう、国・道が実施母体の自治体(町)にしっかりとした予算処置も含めバックアップしてほしい。
138	来年4月より、オークルは新体系に移行すること。現在は、障がいの違いはあっても、それぞれがその特性を受け入れながら、支え合い助け合いながら元気に作業していると思われれます。そのような中、なぜ障がいの程度で分けなければならないのか不満であり不安です。本人はもとより、その保護者にも何らかの精神的な溝が出来てくるのではないかと心配です。本人も保護者も施設職員も望んでいないような施策は廃止して下さい。 私たちを対象に、このような調査をして下さってありがとうございます。
142	不安なく衣食住があたり前にある普通の生活。



問2.2 障がいがあってもなくても地域で安心して暮らすために国・道・町に望むこと

受付	記載内容
5	障がいがあっても働ける職場がある事に感謝いたしますが、障がい者を雇用している会社に対して、行政はどのような対応しているのかわからないので、今一度町広報誌「すまいる」等で知らせていただければと思います。
8	何のために国・道・町に専門の職員が国民の税金等で生活しているのかを考えて下さい。
17	国全体が財政難である事は分かっているが、物価が上昇し収入が減少している状態ではこれから安心して暮らせない。国民健康保険や税金が払いたくても払う事が出来ないので困っている。働きたくても障害があると断られるので辛い。私だけでなく困ってる人は沢山いると思うので、そのような人のためにも、国、道、町は税金の無駄遣いを無くし、福祉のサービス向上のために努力して欲しいです。
18	何といっても家族の理解がないと障がい者はつらい。
20	歩道の除雪の改善(常識では考えられない所に雪山が残される) 早い時間の除雪(前日から降雪がわかっても除雪に来るのが遅い) 出来れば通学時前の歩道の除雪の完全化
23	最近市街地を歩いていると「～さん(あの人)は障がい者だ」とか「頭が変な人だ」とか名指しでばかにしている学生とか大人がいるようです。私自身精神科の医療を受けているので、ほとんど困っています。何とかありませんか？
26	煙草は身体をむしばむものであり、決して感心出来るものではありません。時には睡眠不足を引き起したりします。地域、仲間と仲良く生活する為に不必要です。社会から受動喫煙を無くするのが第一です。 年金月々6万6千円ではやって行けません。せめて生活していける最低金額の支給を希望致します。
35	高齢者、子供に希望を与え、安心して生活出来るような政治。勤労者は仕事のやりがいのある生活になってほしい。
39	障がいの有無にかかわらず、普通に暮らしていて老後まで不安のない世の中にさせていただきたい。官僚や政治家の方々は、どうも特権階級意識というか、自分たちは守られているので真剣に国民の生活の事など考えられないのではないかと感じてしまいます。天下り先確保のための unnecessary 建物、それを維持するために使われる巨額の税金。本当に必要なところには作られず、単年度予算消化のため繰り返し行われる unnecessary 道路工事。一般家庭であれば何かのために積み立てておきますよね。そういう当たり前の考え方をもって仕事をさせていただきたい。国民は政治家のくだらない派閥争いなどどうでもよいのです。お互いの足を引っ張り合いをしているヒマがあったら、もっと実のある政策を実行してください。くれぐれも血税の使い道を、もう誤らないでください。
45	障がいがあっても、仕事をする事で社会に関わることが出来ると思います。もう少しいろんな所で障害者であっても仕事出来る場所があれば良いと思います。現在私も仕事を探していますが、年齢的な事もありとても厳しいと思います。
49	相談していた娘の夫も死亡して、誰も相談できる人はいません。 親が亡くなったら、「僕も親の後をついていきたい」と言っています。誰とも相談はしたくないのです。
54	機会ある毎に説明会の場を設けてほしい。
58	高齢者、子供、障がい者にやさしい街であってほしいです。安全に安心して暮らすこと、一日充実感をもって眠りにつける生活が長く続く世の中でありますように。
63	医療費、教育費は無料にさせていただきたい。また、障がい者の就労で、企業は障がい者を採用する規定があると思いますが、もっと厳格にしてほしい。

問22 障がいがあってもなくても地域で安心して暮らすために国・道・町に望むこと

受付	記載内容
72	今ではバリアフリーも一般的となり、かなり多くの人の中に留められる言葉となりました。しかし、このバリアフリーとは健常者と障害者を区別する差別用語と化してしまっているのが現状ではないのでしょうか。バリアフリーをもう一步進めた、ユニバーサルデザインと言う考え方が先駆的なのだそうです。健常者と障害者を区別するのではなく、障害者に利用しやすい物は健常者にも使いたいはずと言う考え方ですから、健常者と障害者を区別する必要がないと言う考え方です。あらゆる取り組みが、「障害者のために何かやってやろう」という所から出発している所に、限界の様なものを感じるのです。健常者も障害者も無理なく共存出来る社会、これは理想なのかもしれません。ユニバーサルデザインの考え方が基礎になれば必ず何かやってやった、やってもらったとなり、障害者に対するサービス等と呼ばれ、そんな社会が障害者にとって居心地の良い社会があるはずがありません。障害者が共存していると思えないかぎり、障害者には居心地の良くない場所にならざるをえません。具体的に何か考えている訳ではありません。ただ漠然とした私の考えです。
75	理解を深めて欲しい。精神科・精神病に対して。“何も怖くないよ”とゆうメッセージポスターなどがあれば良いと思う。
77	将来のためにも動く場が増えたらいいと思う。ケアホーム・グループホームが充実し親亡き後、障がい者が安心して暮らせる生活ができること願う。
79	地域で安全に暮らすには、たくさん問題があると思います。今の社会では、まず「地域性？」とは何かと皆が考え直す事が必要です。たくさん地域があると思いますが、コミュニケーションがとれている地域もあります。その様な所をお手本とするのも良いと思います。何となく、どことなく都会化している様に思います。それが悪い訳ではないですがコミュニケーションが取りづらいとは思いませんか？本来、それは良くない事だと思います。
85	知的障害者というだけで気持悪がられている。アパートを出ていくように言われている。
90	障がいがある、ない、若い、お年寄りに関係なく平等に暮らしたいです。今の政治ではムリ！！です。このアンケートがどの様に生かされるかわかりませんが役に立てて下さい。
97	公共料金等を助成してほしい。
100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員ひとり一人に意識を強く持って欲しい。(対応の違い)</li> <li>・形式的な対応だけではなく、きめ細かいサービスを！</li> <li>・早期発見・早期治療の方針だけの計画では成り立たない面も一部あるので、以後(障がい)のケアが重要でもある。(難病の事もり込む)</li> <li>・情報公開をきちんと！(まだまだ公開が足りません。今回のアンケートも調査だけで終わらず、必ず何らかの形で公開する事。)</li> </ul>
107	障がいの有無に関係なく少子高齢化社会の中でどう支え合っていくのが共生に適する地域になるのか？道州制になると暮らしが安心になるのでしょうか？現在の国の有り方に不安です。
108	住む所と働く所、必要なサービスを受けられる収入があると安心できると思いますが、どんどん制度が変わりとても不安です。
117	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループホーム、ケアホームを作ってください。</li> <li>・B判定の療育手帳を持っていて職業についてない人は、年金が少ないのに医療費は3割負担です。障がい者はAでもBでも同じにして欲しいです。今は健康でもこれから先が不安です。</li> <li>・親が元気なうちに、子供が自立して暮しているところが見たいと思います。</li> </ul>
119	近所との交流をうまくやりながら生活できると安心です。長年住み慣れた土地で暮らしている人は気がつかないかもしれませんが、転勤族は地域になじめず、どう接して良いのか戸惑いながら毎日を過ごしています。
131	国に対して、社会保障費の2,200億の削減を含め、末端の町村に目を向けた政策支援を行なうよう要請してほしい。

問2.2 障がいがあってもなくても地域で安心して暮らすために国・道・町に望むこと

受付	記載内容
135	障がい者が車に乗る時に、車に貼るシールを町の方で出してほしい。
138	一番不安に思うことは、年金で暮していけるかということです。年金だけでケアホームでの生活が可能になることを望んでいます。将来と言わず今すぐにケアホームが必要です。生まれた時から障害を持つ兄が家族にいたため、妹は兄のために日常生活にたくさんの不都合を強いられてきました。そのように暮してきたことから、この上妹に親に何かあった時に兄のことを頼むのは心が痛みます。親が面倒を見るのが出来なくなっても、元気に暮していける生活の場が早急に必要と日々感じています。複数のケアホームを早い時期に実現してほしいと願っています。



# 「芽室町発達支援体制に関するアンケート調査」結果

## 調査期間

平成20年11月17日～11月28日

## 調査方法

平成20年11月1日現在、「芽室町ことばの教室」に通室している児童の保護者、町内小中学校の「特別支援学級」に在籍している生徒の保護者、日中一時支援事業や児童デイサービス等の福祉サービスを利用している児童の保護者を対象に実施。「芽室町ことばの教室」と各小中学校の「特別支援教室」には、福祉係が調査票を持参し、対象者へアンケート調査票の配布を依頼、「福祉サービス利用者」に対しては郵送により調査を実施。

## 対象者数

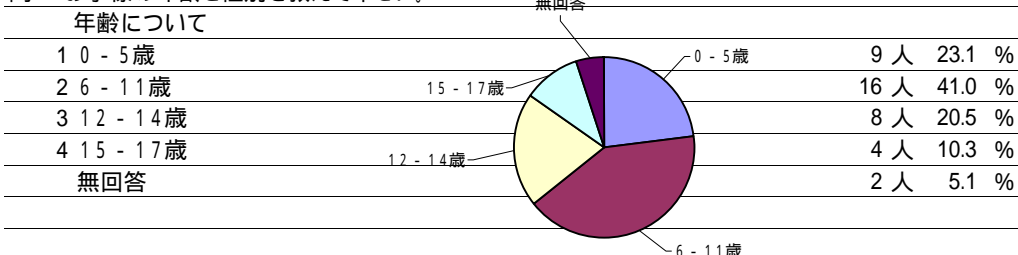
- 1) ことばの教室を利用する児童の保護者 63人
  - 2) 特別支援学級に在籍する生徒の保護者 37人
  - 3) 日中一時支援・児童デイサービス等の福祉サービスを利用する方の保護者 29人
- ただし、複数利用している等、重複する場合は調査票の提出は1部のみ  
回答者数 39人(30.2%) 重複利用を考慮した回答率は42.6%



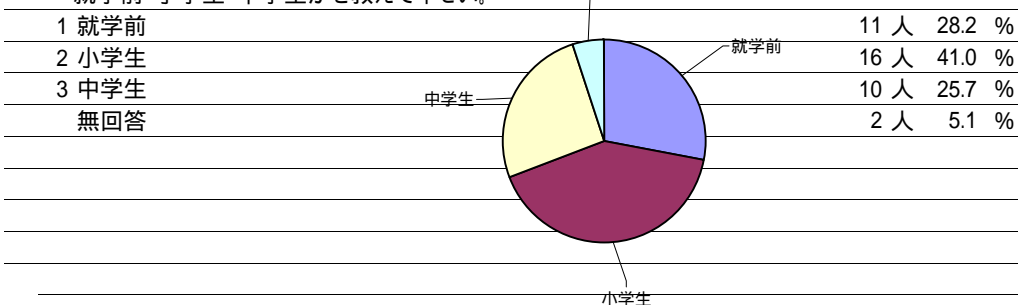
## 「芽室町発達支援体制に関するアンケート調査」結果

アンケート送付者数	129 人
アンケート回答数	39 人
アンケート回収率	30.2 %

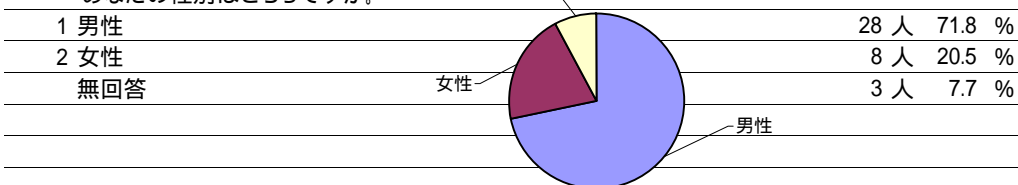
問1 お子様の年齢と性別を教えてください。



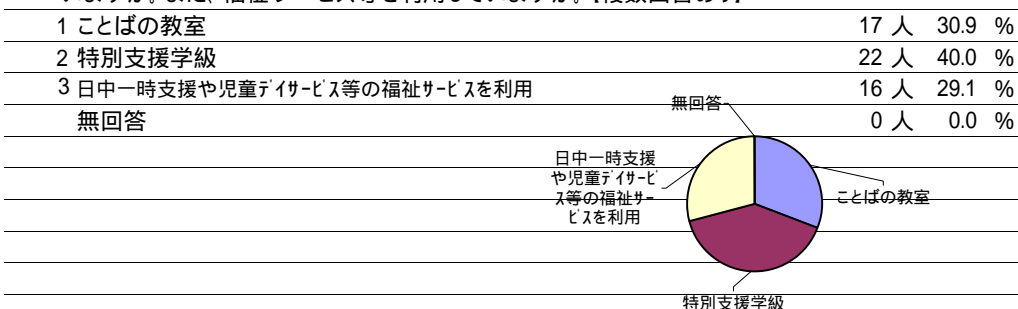
就学前・小学生・中学生かを教えてください。



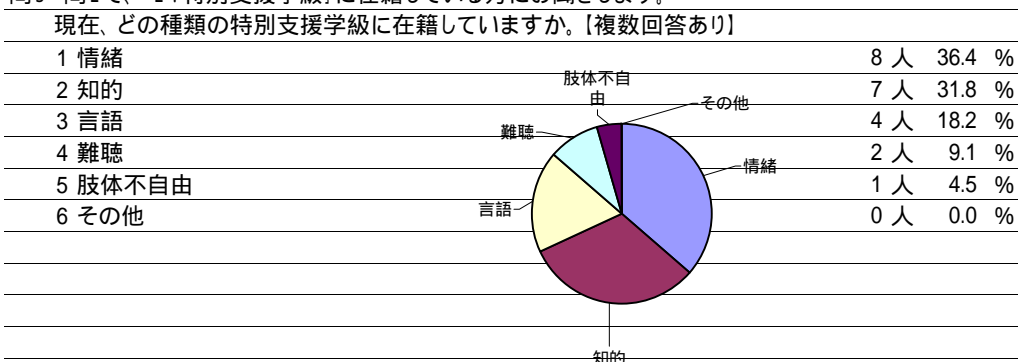
あなたの性別はどちらですか。



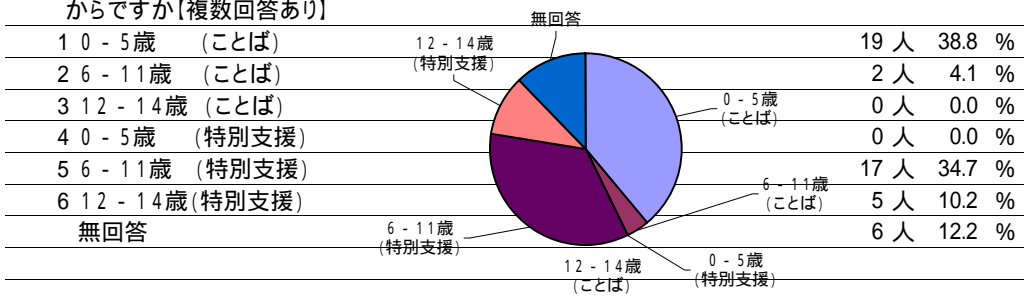
問2 現在、「ことばの教室」に通っていますか。「特別支援学級」に在籍していますか。また、福祉サービス等を利用していますか。【複数回答あり】



問3 問2で、「2. 特別支援学級」に在籍している方にお聞きます。



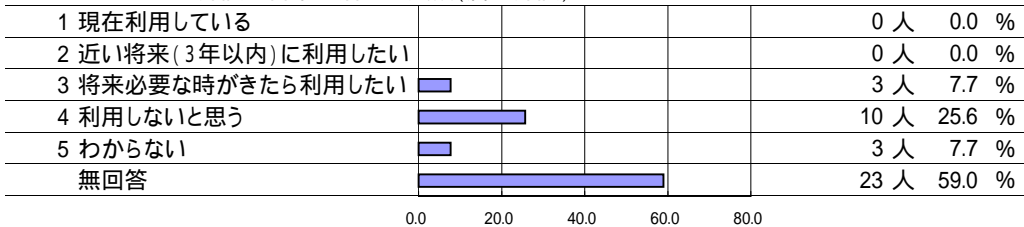
問4 現在「ことばの教室」または「特別支援学級」に通っている方にお聞き  
 します。何歳の時から通っていますか通い始めたのはどのような理由  
 からですか【複数回答あり】



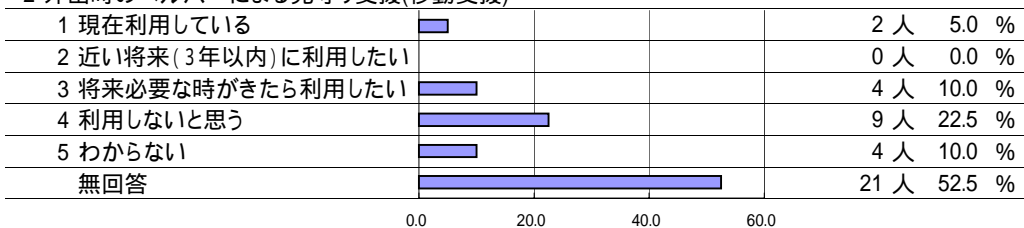
ことばの教室 (通い始めた理由)	特別支援学級 (通い始めた理由)
・ことばの遅れ	・普通学級で授業を受けるより本人が落ち着いて授業を受けられる(勉強しやすい環境作り)と思ったので
・ことばの消失を恐れて	・学校、児童相談所、ことばの教室の先生等に相談、アドバイスを受けて
・発音が悪いので	・普通学級の皆の中で出来ない部分を補うため
・ことばが上手く言えない	・知的発達の遅れから支援学級が望ましいと思いつ
・興味の偏り	・本人の出来、不出来が大きかった。本人、先生が辛くなった時、迷い無くお願いしようと決めていた
・運動能力の遅れ	・団体行動(生活)が困難、友達づくり(コミュニケーション)をゆっくり進めたい
・主治医、保健師、幼稚園の担任等から勧められて(紹介されて)	・多動、言葉、感情の不安さがあった為
・友達関係(トラブル)	・自閉症のため(普通学級在籍は難しいと判断)
・集団生活の苦手	・授業について行けない、集団で授業を進める不安があった為
・多動	・発達検査をして
・感情の不安さ	・不登校(所)になった為
・自閉症	・難聴なので先生が必要(姉も難聴で在籍している)
	・字の読み書きが出来ない、集中力がないので
	・小学校入学と同時に

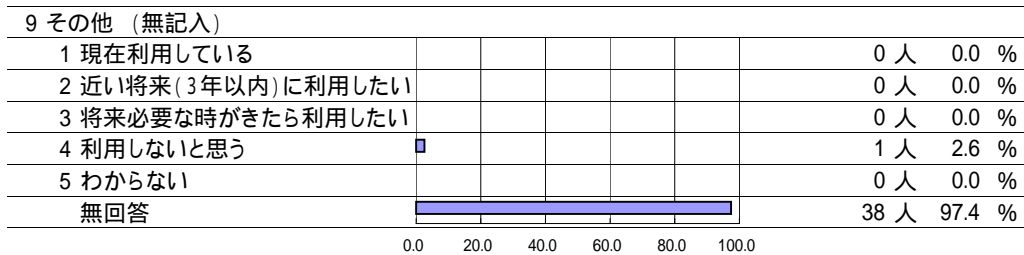
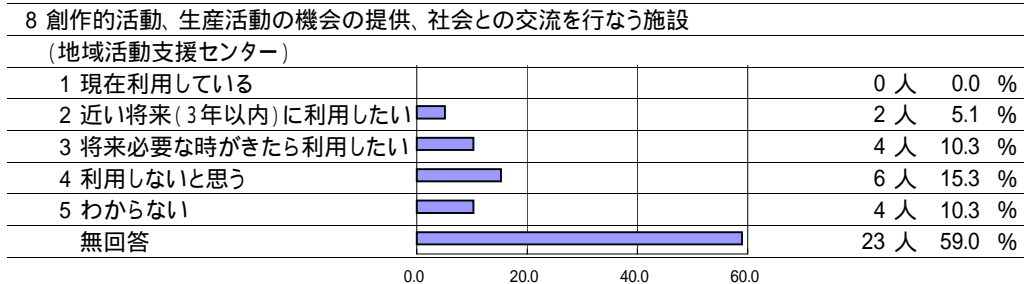
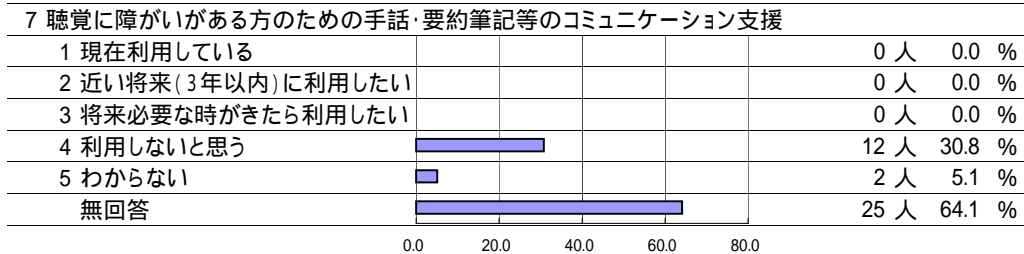
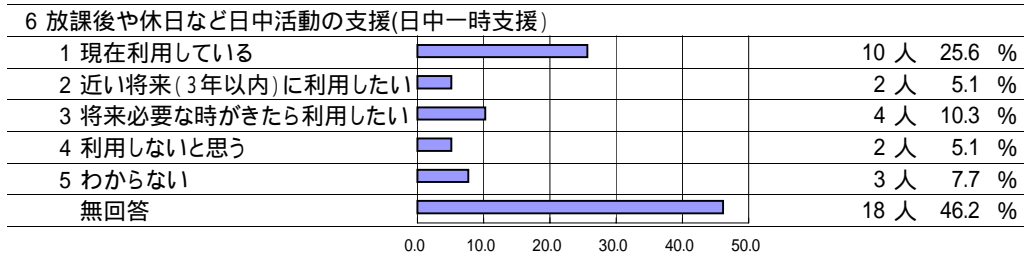
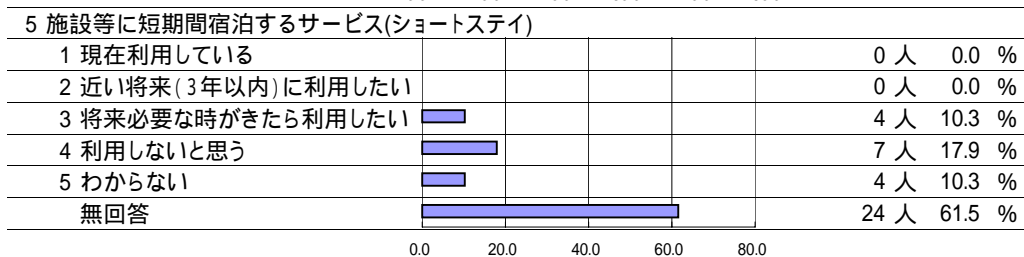
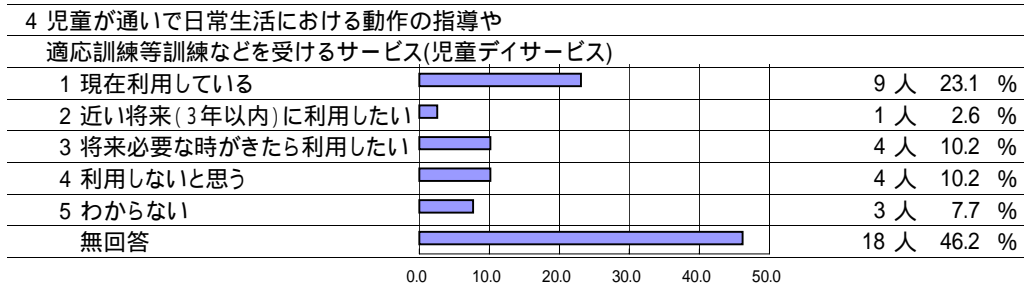
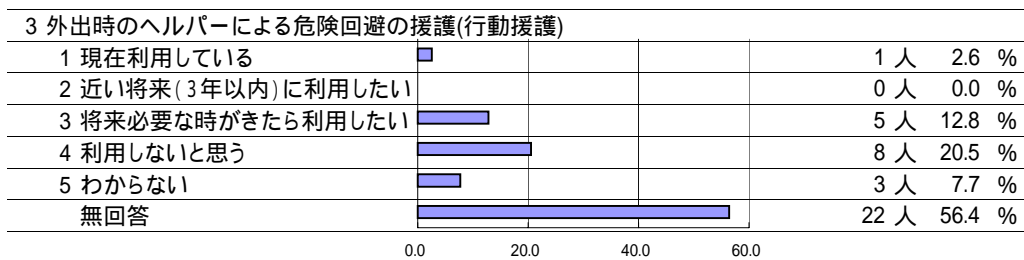
問5 次のサービスについての利用したことがありますか。また、今後利用をお考えですか。

1 ヘルパーによる介護や日常生活への支援(居宅介護)



2 外出時のヘルパーによる見守り支援(移動支援)





問6 お子様の事で悩みごとや心配ごと、将来のことで特に

不安に思っている事は何ですか。【複数回答あり】

項目	人数	割合
1 健康や病気に関すること	12人	8.7%
2 小学校・中学校・高等学校に進学したときのこと	28人	20.3%
3 現在の学校生活(集団生活)のこと	14人	10.1%
4 友達・仲間づくりのこと	24人	17.4%
5 経済的な不安	11人	8.0%
6 希望する学校に行けるか	11人	8.0%
7 将来就職できるか	27人	19.6%
8 必要な医療や機能訓練が受けられるか	8人	5.8%
9 特にない	2人	1.4%
10 その他	0人	0.0%
無回答	1人	0.7%

問7 問6の悩みごと、心配ごと、不安を解決するために、何が重要だと思いますか。【複数回答あり】

項目	人数	割合
1 町内に児童デイサービスの事業所の開設	14人	9.7%
2 ことばの教室の職員を増やしてほしい	9人	6.3%
3 働く場を増やしてほしい	20人	13.9%
4 リハビリ訓練の場所を増やしてほしい	6人	4.2%
5 地域活動支援センター等の通所施設の増設	12人	8.3%
6 外出しやすい環境や交通機関の利便を図る	8人	5.6%
7 すぐに対応してくれる医療機関がほしい	12人	8.3%
8 いつでもなんでも相談できる窓口	18人	12.5%
9 経済的な援助を増やしてほしい	11人	7.6%
10 スポーツ・文化活動等に参加しやすいようにする	10人	6.9%
11 各種サービス・制度、医療機関、情報提供の充実	13人	9.0%
12 特にない	1人	0.7%
13 その他 (内訳下記に記載)	8人	5.6%
無回答	2人	1.4%

その他 (内 訳)

・児童デイサービスの事業開設で、専門性の高い療育でなくては意味がない。

・健常者と一緒に働ける場所がほしい。

・入所、通所の形にとらわれることなく地域の1人として支援を受けながら労働、余暇、生活していける様なネットワークが出来て欲しい。

・聴覚、視覚、肢体不自由の方が抱えている困難さと、何ら変わりがないのに嫌われ、拒否され、身内からも理解されず・・・というのが私達の一番のつらさです。社会的にもっと認知され、親も障がいを隠さないで生きる覚悟がなければ、この子達はいつまでたっても誇りのある人生が送れない。

・今のとこ、深刻な悩み心配はなく、なんとなく気になることくらいです。

・小学校等に行ってから細かいサポート施設等(親・子)があってほしい。

・ことばの教室の職員を増やすだけでなく専門性の高い(先生のスキルアップ等)職員を増員して下さい。

・保育所や学校にもカウンセラーを増やしてほしい。

・就学する時に、相談する窓口がなく大変困りました。アドバイスをしてくれる場所があればと思います。

・放課後に情緒、人との交わりなど、伸ばしてくれる場を造って欲しいです。帯広では、放課後に行ってくれる学校もあると聞きますので是非検討して頂きたいです。

問8 現在悩んでいることや将来の不安、また国・道・町に望むこと

受付	記載内容
2	障害を持つ子供本人が気軽に相談できて、わかりやすく困り事に対応してくれる場所・人がいれば助かると思います。自分が将来年をとって動けなくなった時どうなるか不安です。
7	公共機関の子供の遊ぶ場所。町営・道営の施設を、夏休み・冬休み等(休日含)に無料にしてほしい(つきそいの親も)、また、安全に遊べる所(特に冬)がないので考えてほしい。もっと早く自閉症等を見つけるよう巡回を増やしたほうが良いと思う。
10	知的に遅れがなく、見た目が普通であるために障害という形で認識してもらえず、いろいろな面で苦労したり辛い思いをすること多い。そういう人達の障害を他の障害と同じレベルで考えてほしい。
11	今計画されている発達支援システムは、行政の考えだけにならないよう、システムを利用する一人ひとりに、本当に喜ばれるシステムづくりを望みます。そのためには、専門性の高い人達の力(遠くの人達の力だけでなく、十勝で活躍されている人、例えば「きら星」「ADHD・LD懇話会」の力)も借りてほしい。福祉の町、伊達門別や函館も取り組みも。そして利用する人達の代弁者として保護者にもこの計画に係わってもらう様にしてほしい。基本ベースが出来てからでは、見えないものもたくさんあるはず。大人(成人期) どんぐり会・柏の里保護者会があるが、子供(幼・児童期) ことばを育てる親の会・特別支援学習会etc・育児クラブ連協。支援を受けるのは当たり前とは思っていません。保護者もお手伝いできれば力になりたい、子供のために努力したいのです。不安や悩みはたくさんです(特別支援への小・中各校の温度差など)。
12	発達障がい者は、社会のお荷物なのだろうか……。近眼の人にはメガネ、足の不自由な人には車イスや杖という「道具」が彼らを助けてくれます。しかし、発達障害を持つ私達の子は、何の「道具」も与えられず辛い思いをしながら周りの方々とどうしたらうまくいくのか、そればかり気にして生きてきました。金銭的な支援というよりも、親が亡き後でも最低限の暮らしが営んでいけるシステムづくりが大切だと思います。芽室に行けば特別支援が特別な事ではなく、商店街へ行けば自閉症であっても安心して食料品や靴や本が買える、そんな町であってほしいです。私達は消費者でもあり納税者でもあります。発達障害に優しい町であれば移住者も増えるでしょう。何せ全人数の6～7%は発達障害と言われていきますから、お荷物は「町おこし」にもなると信じております。
13	同じ発達障害の中でも療育手帳が取得できなかつたり、しにくい障害がある。IQの差で高いと取れないというのは納得がいかない。生きづらさをかかえているのは障害がある人すべてです。療育手帳を取得できるようにしてほしいです。発達障がい者の就労する受け入れ先や支援策を望みます。
16	働く親が多い中、学童は小3までで小4以上の子供が楽しく安全に遊べ利用できる施設がない！図書館くらいかしら？児童会館みたいのがあればいいな—と思っている。すきっぷには登録しているが今のトコ利用はしていない。障がい児じゃなくても利用できるように。町内に親せき等いないし、あいあいなどでしてる育児ネットも1時間500円？であずけられるようだが不安はあるし……。都合いいサービスは今のトコない感じですね。
18	特別支援学級に在籍する事で、本人が今まで一緒に居た友達と何故同じ学級ではないのか疑問に思うのではないのかとても不安です。その事でいじめ的な事はないのか。本人はその事をストレスに思わないのか。今から不安です。
21	オークルの様な事業所(作業所)を増やして欲しい。ショートステイの利用が出来るととても助かります。
23	特別支援教室もそうですが、地域生活をサポートするために、どういったサポートが必要かニーズの掘り起こしをもっと進めるべきかと思えます(このアンケートだけでは不足かも)。社会資源がどうかという事もありますが、地域への啓発など、いろいろな方法も模索しなければならないと思います。
25	行政からだけでなく、保護者団体からの意見も国や道へ上げていけるようなシステムも欲しいです。

問8 現在悩んでいることや将来の不安、また国・道・町に望むこと

受付	記載内容
27	我が家は不登校から始まり、特別支援学級にも枠が広がったため、学校にも少しずつ行けるようになってきています。不登校が特別支援の対象になるかわからないですが、息子はとりあえず学校への不安はあるものの、学校の先生方の関わりで学校が楽しい所になってきています。不登校もいろいろ原因があるのですが、特別支援を受けることで居場所が広がることもあるので、必要ならば不登校児にも少しずつ門戸が広がれば、学校に行けなくても悩む子も減るのではないかと感じました。将来的には受け皿になってくれる場の1つになってくれたらと思います。
28	現在、診断名を受け療育の機会がある私達は、何らかの相談するすべがあるかもしれませんが、普通学級に通い、診断を受けず学校からは何度も「お宅のお子さんは…」と苦情を言われている家族は、親子ともにとっても困っていることでしょう。子供の発達に関わる保健師、小児科医、幼稚園や保育所の先生等気付いた人が親子を支えてあげてください。自分達で助言できないなら、専門機関を紹介してあげて下さい。「様子みましょう」なんて言葉は気休めにもならないです！発達障害のある子を親だけで育てるなんて無理。専門家の支援が適切に受けられるよう、芽室に住む子は一人も残さず支援してあげてください。学校や医療機関、幼稚園等、組織を越えてすぐに連携をとれる体制を作って下さい。親は所属が変わる度に同じ事を何度も伝えなければならず、子はその都度適応しづらくなってしまいます。要請はたくさんあります。実際に直接話しをしたいとも思っています。不満でなく今後に期待します。帯広等の話を聞くと芽室は恵まれているようです。でももっと出来ることはあると思います。よろしくお願いします。
29	うちの子は自閉症です。過去に歯が痛くなり、歯科に連れて行った時のことです。歯科の先生は、どこの歯が痛いのか聞いてきたのですが、だいたいのでうちの子が指をさし、先生もその辺りの歯にエアーをあて、ここ？ここ？って聞いているのですが、口を開けてる事もやはりはっきり答える事ができませんでした。私も側に居たのですが、先生は次から次へと早口になりイライラして舌打ちされ、私は自閉と先生に言って理解してもらおうとしたのですが、イライラして怒っているので治療を断って帰ってきました。そして違う所に行き、そこはとても親切に良くしてくれました。医者もそうゆう知識のある人が芽室にもっと居てほしいと思います。あと、将来困った事があった時すぐに相談に行ける所があったら親は安心して死んでいけると思います。こゆう子が60才70才になった時、医療はどうなのか、安心して住める所はあるのか、こゆう事を考えると眠れなくなる親は沢山います。上手く書けませんが不安を持たないで暮せて行けたら最高ですよ。
32	学童を利用していますが、先生とのコミュニケーションが取りづらいです。当人は1人で過ごしている事も少なくなさそうですが、学童での生活がどのようなものになっているのか確認したいです。
34	<p>・学年が上がるにつれて学習内容が難しくなり、本人の努力が学力に直接結びつかない事が出てくる。出来ないことにイラ立ち、挫折感にならないようにしていくよう指導して欲しい(親も教え方など学びたい)。同年代より学力不足でも、中学、高校と進めるのか(コミュニケーションの苦手さで)、誤解やいじめなど受けないか、理解ある担任を得られるか。</p> <p>・障がい児(者)の親として、一生活の生活(将来)を不安に思い続けていくことの精神的不安を解消できるネットワーク(相談窓口・仲間づくり)、経済的負担(送迎・医療機関)、社会生活も通所であっても低賃金の仕事(親の負担?)等、自立した生活を送れるようになるのか。</p> <p>・町をはじめ、道、国に目で見てわかりやすい表示や指導。仕事を教える立場の人を育成する(言っても理解できない人がいることを職場の中で理解してもらう)。</p> <p>・発達障害が疑わしい子供たちを持つ親に、解りやすい情報を発信して欲しい(専門家も必要だが、地域への情報提供による理解と支援が大切)。子供たちが特別視されない環境になって欲しい。</p>
35	芽室町は特別支援教育に遅れがあると聞きます。集団生活になじめない等、必要な時に手を差し延べてもらえる教員の数が全く足りていないのが現状です。心配なく伸び伸びと学校生活を送れる事が出来るのが願いです。
39	ことばの教室の先生方には大変良くしていただいています。幼稚園が終わってからの通室ですが、上の子の用事や仕事の関係もあり最近では休みがちです。出来ることなら園や学校に常勤してもらい、保育や学校生活の中で見ていただけたら嬉しいです。

発行 芽室町保健福祉課福祉係  
〒082-0014  
北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地  
芽室町保健福祉センターあいあい21 2階  
TEL 0155-62-9724 FAX 0155-62-0121